第6回出雲地区合併協議会提出

協議項目別添資料目次

協議第16号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (第3小委員会付託)	• • • p 1
協議第17号	地方税の取扱いについて(第1小委員会付託)	•••р 9
協議第18号	各種事務事業(行政改革大綱)の取扱いについて (第1小委員会付託)	•••р 27
協議第19号	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて (第2小委員会付託)	•••р 31
協議第20号	各種事務事業(保健事業関係その2)の取扱いに ついて(第2小委員会付託)	•••р 39
協議第21号	各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い について(第2小委員会付託)	•••р 45
協議第22号	各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて(第3小委員会付託)	•••р 53
協議第23号	各種事務事業(水産関係その1)の取扱いについて(第3小委員会付託)	•••р 75
協議第24号	各種事務事業(都市計画関係その1)の取扱いに ついて(第3小委員会付託)	· · · p107

出雲地区合併協議会の調整方針

							産業専門部会 農林水産分科会	分科会 1 1	Γ
協議項目農業委員会	会委員の定	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて		# P	協議組	ш			
調整の方針									
		現			兴				
田	七	田	Æ	産	町		佐田	ШŢ	
委員の構成		委員の構成		委員の構成			委員の構成		
選挙による委員 定数26人	≾	選挙による委員 定数	定数16人	選挙による委員	定数15人		選挙による委員	定数 13人	
選任による委員		選任による委員		選任による委員			選任による委員		
法第12条1項委員 現員2人	,	法第12条1項委員 現員	現員2人	法第12条1項委員	現員 2人		法第12条1項委員	現員 2人	
法第12条2項委員 現員5人	,	法第12条2項委員 現員	現員 5人	法第12条2項委員	現員 3人		法第12条2項委員	現員 1人	
委員の任期		委員の任期		委員の任期			委員の任期		
自:平成13年4月15日		自 评成 13年 1月 1日		自:平成13年6月13日			自:平成13年7月18日		
至 :平成 16年 4月 14日		至 泙成 15年 12月 31日		至 :平成 16年 6月 12日			至:平成16年7月17日		
		四		丛			乙 炎概		
きまら 市内を5区に分けている		⁶⁶ ≢66 全市 1区		选事6 全町 1区			<u></u>		
関係条例】					1				
出雲市農業委員会の選挙による委員の定数に 関する条例 出雲市農業委員会の選挙による委員の選挙区 の設定に関する条例	員の定数に 員の選挙区	平田市農業委員会の選挙による委員の定数条例		斐川町農業委員会の選挙による委員の定数条例	による委員のほ		佐田町農業委員会の選挙による委員の定数条例	による委員の定数	偨

出雲地区合併協議会の調整方針

	[}	1 0 1 1 1		!				上来は いち 成代が注がする ・2
	協議項目	農業委員会委員の定数	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	21:		協議	## ##	
	調整の方針							
		HA.	現		況			+ + + + +
	被	ĦŢ	野	H]	大		町	調整の具体的内容
	委員の構成		委員の構成		委員の構成			
	選挙による委員	定数 1 0人	選挙による委員	定数 10人	選挙による委員	定数13人	≾	
	選任による委員		選任による委員		選任による委員			
	法第12条1項委員	現員 2人	法第12条1項委員	現員 2人	法第12条1項委員	現員 2人	J	
	法第12条2項委員	現員 3人	法第12条2項委員	明員5人	法第12条2項委員	現員 2人	J	
	委員の任期		委員の任期		委員の任期			
	自 泙成 13年 11月 17日	Ш	自 泙成 14年 7月 20日		自 :平成 14年 7月 2 0日			
2-	至 评成 16年 11月 16日		平 平成 17年 7月 19日		至 平成 17年 7月 19日			
		I		I		т		
	選挙区		選挙区		選挙区			
	全町 1区		全町 7区		全町 1区			
•	多伎町農業委員会の選挙による委員定数条例	による委員定数条例	加陵町農業委員会の選達	きによる委員の定数に	農業委員会の選挙による	委員の定義	数に関する	
			関する条例		条例	1	, , , , ,	
ا ح								

. 2市5町の農業委員会委員の定数及び任期等の現況

X X	出雲市	半田土	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	仙
行政面積 (ha)	17,233	14,205	8,064	10,983	5,515	2,226	4,180	62,406
農地面積 (ha) (2000年農業センサス)	2,718	1,754	2,408	426	132	143	376	7,957
基準農業者数 1 (名農業委員会調べ)	4,363	1,967	2,708	754	329	276	277	10,974
選挙による委員 の条例定数 (人)	26	16	15	13	10	10	13	103
選挙による委員 の現員数 (人)	26	15	15	13	10	10	13	102
法12条1号委員 2 (人)	2	2	2	2	2	2	2	14
法12条2号委員 3 (人)	5	5		1	3	3	2	22
田	平成 13 年 4 月 15 日 東成 16 年 4 月 14 日	平成 13 年 1月1日 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成 13年 6月 13日 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成 13年 7月18日 	平成 13年 11月17日 東成 16年 11月16日	平成 14 年 7 月 20 日 平成 17 年 7 月 19 日	平成14年7月20日 7月20日 平成17年7月19日	
操作	7			1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1

・・10アール以上の農地を耕作する世帯数と農地法第2条第7項に規定する農業生産法人数の合計数 基準農業者数・・

学識経験を有する者 5 人以内

農業協同組合及び農業共 第1号に規定する委員で、 農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、 済組合ごとに推薦した理事各1人 法12条1号委員

第2号に規定する委員で、市町村の議会が推薦した 法12条2号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、 m

H20/1月 H19/1 月 **在任特例期限** H18/1 月 1年以内 **哈佛** H17/1 月 • H16/1 月 H15/1 月 H14/1 月 H13/1月 市町名 中田中 出鴨市 製厂町 佐田町 **約**使町 湖陵町 大社町

2. 合併前後の農業委員会委員の任期の状況

3.新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

根拠法令	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項	農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第2項	農業委員会等に関する法律第34条第1項第7条第1項及び第15条第1項	農業委員会等に関する法律第 34 条、第 1 項、 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項
任期	3年 農業 及0	合併後 1 年を超 農業委員 えない範囲で協 市町村(議で定める期間 第1項、	3年 農業 第2	合併後 1 年を超 農業 えない範囲で協 第7 議で定める期間	従前の任期 農業 頂、頂、 頂、
定数	条例で定める数 (10 人以上40 人以下)	協議により 80 を超えず 10を下らない数	条例で定める数 (10 人以上 30 人以下)	協議により 80 を超えず 10を下らない数	従前の定数
選任方法	新たに選挙する。 (合併の日から 50 日以内)	右記の定数を超えるときは、 合併関係市町の選挙による 委員で互選する。	各委員会ごとに新たに選挙する。 (合併の日から 50 日以内)	各委員会ごとに右記の定数 を超えるときは、合併関係市 町の選挙による委員で互選 する。	従前の市町の委員会は、それ ぞれ新市の委員会となって 存続し、委員もそのまま在任 する。
(選択肢)	ア)原則	イ)在任特例	ウ)原則	工)在任特例	オ)従前の区域 ごとにその まま委員会 を置く特例
区分(新市に1つの 委員会を置く 場合 		2.新市に2以上 の委員会を置 く場合		

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関する 新設合併先例市の例

ひたちなか市 (H6.11.1 勝田市 那珂湊市)

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、平成 8 年 7 月 19 日まで 2 市に設置されている それぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとする。

あきる野市 (H7.9.1 秋川市 ·五日市町)

新市に一つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併特例法・・・市町村の合併の特例に関する法律

さぬき市 (H14.4.1 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

周南市 (H15.4.21 徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町)

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する主な法令

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

設置)

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下 農地」という)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3~6條》

選挙による委員)

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 (格)

(選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
 - (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 (経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員) 各1人
 - (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙 が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在 任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときは そのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2~3 (格)》

4 第 12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

5 (格)

(境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 (格)

農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第 1条の3 法第 3条第 2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000~クタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000~クタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ 同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(2) 10アール (北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務	
	を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につ	
	き耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法	
	第 2条第 7項に規定する農業生産法人をいう 以下同じ。)の数の合計数	
	(以下 基準農業者数」という)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が	40人以下
	6,000を超える農業委員会	

選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

- 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
 - (1)新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下 指定都市」という)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

財政專門部会稅務分科会 1-1

財政專門部会稅務分科会 1-2

1 税証明手数料	事の証明手数料は、1件について、1,300円に	# # #	間間のは今らな	市税その他公課に関する証明手数料は、1 件について300円に統一する。 租税特別措置法 7条 (所有権保存登記)、73条 (所有権移転登記)、74条 (抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明申請書の証明手数料は、1件について、1,300円に統一する。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市税その他公課に関する証明手数料は、1件について300円に統一する。 租税特別措置法72条(所有権保存登記)73条(所有権移転登記)74条(低当権設定登記)に係る住宅用家屋証明申請書の証明手数料は、1件について、1,300円に -する。	況	大 社 町	1.税証明等手数料 市税 その他公課に関する証明 1件 200円 措置法 72 条~74 条証明 1件 200円
	市税その他公課に関する証明手数料は、1件について300円に統一する。 租税特別措置法72条 (所有権保存登記)、73条 (所有権移転登記)、74	現	日	1.税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72 条~74 条証明 1件 200円
協議項目地方税の取扱い	市税その他公課に関する 調整の方針 租税特別措置法72条 (統一する。		多 伎 町	1.税証明等手数料 市税 その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円

財政專門部会稅務分科会 2-1

協議項目	地方税の取扱い				協議組目			
調整の方針	別紙のとおり							
		現			兴			
丑	十二	計	田田	凇		柏	Ħ	町
2.督促手数料 手数料の額 1件 80円		2.督促手数料 手数料の額 1件 100 円		2.督促手数料 手数料 の 額 1件 100 円		2.督促手数料 手数料 Ø額 1件 100 円		
3.個人市民税均等割稅率	2,500 円/年 (標準税率:人 ロ5万以上50万末 浦の市)	3.個人市民税均等割稅率	2,000 円/年(標準税率: A O他の市町村)	3.個人市民税均等割税率	2,000 円 / 年 (標準税率 元の他の市町村)	3.個人市民税均等割稅率	2,000 円/年	2,000 円/年 (標準税率:その他の市町村)
所得割税率	標準祝率	所得割税率	標準稅率	所得割税率	標準税率	所得割税率	標準税率	
4.法人市民税均等割税率	制限稅率 (標準稅率×1.2)	4.法人市民税均等割税率	制限稅率 (標準稅率×1.2)	4.法人市民税 均等割税率	制限稅率 (標準稅率×1.2)	4.法人市民税 均等割税率	制限税率(標	制限税率 (標準税率×1.2)
法人税割税率 率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7% (標準税(1.2)	法人税割税率 率×1.2)	法人稅割稅率 制限稅率14.7% (標準稅 <1.2)	Ĥ	法人稅割稅率 制限稅率14.7% (標準稅 < 1.2)	法人税割税率 率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7% (標準税 < 1.2)	1.7% (標準税
5.固定資産税の税率 税率 1.5%	税率。	5.固定資産税の税率 税率 1.55%	税率 5%	5.固定資産税の税率 税率 1.5%	剧	5.固定資産税の税率 税率 1.4% (標	税の税率 1.4% (標準税率)	

財政專門部会税務分科会 2-2

協議項目	地方税の取扱い				協議細目	
調整の方針	いまとの説明					
	HY.	現		说		a 数 化 m 弁 名 于 驳
AA	伎 町	羰	廢町	十	量	は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本
2.督促手数料 手数料の額 1件 100円		2.督促手数料 手数料の額 1件 100 円		2.督促手数料 手数料の額 1件 100 円		2 .督促手数料は、1市 5町が適用している督促状 1通について100円に統一する。
3.個人市民税均等割稅率	2,000 円/年 (標準税率:その他の市町村)	3.個人市民税均等割稅率	2,000 円/年 (標準税率 :その他の市町村)	3.個人市民税 均等割税率 2,000 円	2,000 円/年 儒準税率 :その他の市町村)	3.個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により、人口5万人以上50万人未満の標準税率を適用し、年額2,500円に統一する。
所得割税率	標準税率	所得割税率	標準税率	所得割稅率 標準稅率	M -	個人市民税の所得割の税率は、現行のとおり、標準税率(3%、8%、10%の3段階)に統一する。
4.法人市民税 均等割税率	制限税率 (標準税率×1.2)	4.法人市民税 均等割税率	制限税率 (標準税率×1.2)	4.法人市民税均等割税率制限税3	制限税率 (標準税率×1.2)	4.法人市民税の均等割の税率は、2市5町とも 同一であり、現行のとおり制限税率(標準税率×1.2)に統一する。
法人税割税率 率×1.2)	法人稅割稅率 制限稅率 14.7% (標準稅(1.2)	法人税割税率 率×1.2)	法人稅割稅率 制限稅率14.7% (標準稅(1.2)	法人税割税率 制限税率 1.2)	制限税率14.7% (標準税	法人市民税の法人税割の税率は、2市 5町と右同一であり、現行のとおり、制限税率の14・7%に統一する。
5 · 固定資産税の税率 税率 1 · 4% 6億	祝の税率 1.4% (標準税率)	 固定資産税の税率 税率 1.4% (標 	:税の税率 1.4% (標準税率)	5 .固定資産税の税率 税率 1.4% (標準税率)	()	5. 固定資産税の税率は、1・5%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、出雲市、平田市、斐川町は、平成17年度から1・5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町は、平成17年度から5年度間は現行のとおり1・4%、6年度目から1・5%に統一する。

財政專門部会税務分科会 3-1

協議項目地方税の取扱い	扱い		四	
調整の方針別紙のとおり	()			
		現	況	
革用	中	中 田 本	妻 川 町	佐 田 町
6.固定資産税の不均一課税		6.固定資産税の不均一課税	6.固定資産税の不均一課税	6.固定資産税の不均一課税
鉄道軌道整備法 (一畑電鉄)		鉄道軌道整備法 (一畑電鉄)	鉄道軌道整備法 (一畑電鉄) 該当なし	鉄道軌道整備法 (-畑電鉄) 該当なし
対象資産 土地、家屋、償却資産	資産	対象資産土地、家屋、償却資産		
税率 0.75%		税率 0.80%		
半島振興法 該当なし		半島振興法	半島振興法一該当なし	半島振興法 該当なし
		対象資産 家屋、償却資産		
		税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、		
		3年度 0.7%		
国際観光ホテル整備法		国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし
対象資産 家屋				
·税率 1.15% (5年度間)				
7 .固定資産税の課税免除		7.固定資産税の課税免除	7.固定資産税の課税免除	7.固定資産税の課税免除
農村地域工業等導入促進法	も 該当なし	農村地域工業等導入促進法	ححه	農村地域工業等導入促進法 該当なし
		対象資産 家屋、償却資産	対象資産 家屋、償却資産	
過疎地域自立促進特別措置法	【法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	銜
				対象資産 償却資産
低開発地域工業開発促進法	も 該当なし	低開発地域工業開発促進法 該当なし	低開発地域工業開発促進法 該当なし	低開発地域工業開発促進法 該当なし
8.軽自動車税		8.軽自動車税	8.軽自動車税	8.軽自動車税
税率 制限税率 (標準税率×1.2)	£×1.2)	稅率 制限稅率 (標準稅率×1.2)	稅率 制限稅率 (標準稅率×1.2)	税率 制限税率 (標準税率×1.2)

財政專門部会稅務分科会 3-2

_
4-
4
214
財政專門部会税務分科会
ᅏ
₩.
个
32
2
5
æ
ЖÀ
ЧY
紀
<u> 90</u>
₩ '
卌
$\overline{\mathbf{x}}$
H
₩

協議項目	地方税の取扱い		協議組	
調整の方針	別紙のとおり			
		現	況	
#3	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	本 田 本	鱼 川 番	在 田 町
9.都市計画税 納税義務者 都市計画区域のうち 土地及び家屋の所有者 税率 0.1% 課稅標準額 固定 納期 固定資産の	・都市計画税 納税義務者 都市計画区域のうち用途地域内に所在する ・地及び家屋の所有者 税率 0.1% 課税標準額 固定資産の価格 納期 固定資産の約期に同じ	9.都市計画税 該当なし(用途地域あり)	9 .都市計画税 該当なし (組途地域あり)	9.都市計画税 該当なし (磐市計画区域なし)
10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 学校教育上の行事で教職員に引達 一般公衆、共同浴場の入湯客	10.人湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 一般公衆、共同浴場の入湯客	10.入湯税及び入湯税の課税免除 税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 規定なし	10.入湯税及び入湯税の課税免除 税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳末満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客	10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客
11.納期前納付報 報奨金交付率 前納時期 (其 交付限度額	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 切、2期、3期 交付限度額 5万円	11.納期前納付報奨金 (全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期のみ 交付限度額 10万円	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.3/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円

財政專門部会稅務分科会 4-2

協議項目	地方税の取扱い		協議組	目
調整の方針	別紙のとおり			
	B		況	国教 化回车 8 日 8
AA	伎 町	国 数 聚	大 社 町	は、一般の
9. 都市計画税	該当なし(都市計画区域なし)	9.都市計画税 該当なし(用途地域なし)	9 .都市計画税 該当なし(用途地域あり)	9. 都市計画税は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。平田市、斐川町、大社町は、都市計画区域 用途地域に所在 する土地及び家屋について都市計画税を適用しておらず、その第人の是非については、佐田町、多伎町、湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。
10 .入湯税及び入湯税の課税免除条例の規定なし	湯税の課税免除!なし!なし	10.人湯税及び入湯税の課税免除 約税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客	10.人湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 一般公衆、共同浴場の入湯客	10.入湯税は、2市 御丁が適用している標準税等 本 下湯客 1人1日について、150円」に統一する。 統一する。 (後一する)
11.納期前納付報報報金交付審報。 報獎金交付審 前納時期 (交付限度額	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円	11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金)報奨金文付率 0.5/100前約時期 1期、2期、3期交付限度額 5万円	11.納期前納付報奨金は、対象税目は各納期に係る固定資産税・都市計画税、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会稅務分科会 5-1

			12.納税組合制度制度の有無なし(平成14年度廃止)
西 選 選 田		況	12.納税組合制度 制度の有無 なし(中成15年度廃止)
		現	12. 納税組合制度制度の有無なし(平成9年度廃止)
地方税の取扱い	別紙のとおり		信制度 信制度 信制度 1人年50円 30円 (国保50円) 100%の時、2/100(1/100) 90%の時、1.5/100(0.5/100) 26額 1税目年間納付額60万円 26額 1税目年間約付額60万円 26額 1税目 2600円 260
協議項目	調整の方針		12.

出雲地区合併協議会の調整方針

財政專門部会稅務分科会 5-2

		终 中 农 犬 回 少 編 馬	(合) (本) (公) (公) (公) (公) (公) (公) (公) (公) (公) (公
協議細目		況	12.納税組合制度制度の有無なし(平成12年度廃止)
			湖 陵 町 12.納税組合制度 制度の有無 なし 運動金交付基準 税額割 町県民税 1.4/100 国定、軽自 2.0/100 国保料 1.0/100 支付限度額 なし
目地方税の取扱い	5針 別紙のとおり		制度である。
協議項	調整の方針		12.納税組合制度制度の有無制度の有無

7市町の固定資産税の税率と不均一課税期間の参考資料

(1) 固定資産税の税率の現状

1.55% 平田市

1.50% 出雲市、斐川町

1.40% 佐田町、多伎町、湖陵町、大社町

(2) 固定資産税の評価替えと不均一課税期間との関係

<u>年度</u>	<u>評価替え</u>	不均一課稅期間	<u>課税年度</u>
平成17年度		1 年間	
平成18年度	評価替え	2 年間	
平成19年度		3 年間	不均一課税 2 年間の課税年度
平成20年度		4 年間	不均一課税3年間の課税年度
平成21年度	評価替え	5 年間	不均一課税4年間の課税年度
平成22年度			不均一課税 5 年間の課税年度

(3) 固定資産税の税率案と現在税収額との比較

(金額は不均一課税の税率を適用した場合の税収増減、平成15年度予算で積算、百万円)

	税率	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合 計
不均一	1.5, 1.4%	0	34	0	0	0	0	0	34
3 年 間	1.5%	0	34	0	9	12	16	37	40
不均一	1.5, 1.4%	0	34	0	0	0	0	0	34
5 年 間	1.5%	0	34	0	9	12	16	37	40
標準税率	1.4%	366	101	117	0	0	0	0	584

(10年間の影響額試算・税収増減見込み)

(10 10 to 10 10 to 10	X H // // // /						
	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
	1 年目	2 年目	3 年目	4年目	5 年目	6 年目	7 年目
不均一3年間	34	34	34	40	40	40	40
不均一5年間	34	34	34	34	34	40	40
標準税率(1.4%)	584	584	584	584	584	584	584
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	合	計		
	8 年目	9 年目	10年目	П	пі		
不均一3年間	40	40	40		178		
不均一5年間	40	40	40		30		
標準税率(1.4%)	584	584	584		5,840		

地方税の概要

1 市民税

市民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

個人市民税

個人の市民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が 便利なように市が県民税も合せて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

(ア)均等割

個人市民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は(1)年額 3,000 円(50 万人以上の市)(2) 2,500 円(5 万人以上 50 万人未満の市)(3)2,000 円((1)(2)以外)の3 段階となっており、新市の標準税率は、(2)の2,500 円である。

(イ) 所得割

個人市民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。7市町とも標準税率で、3%、8%、10%の3段階となっている。

標準税率:地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的 な税率

法人市民税

(ア)均等割

法人市民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は120%で、7市町とも税率は制限税率を適用している。

	, , , , , , , , , , , , ,	- 一本 (ケマラ)
	区 分	標準税率(年額)
1	資本金等の金額が50億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	3 0 0 万円
2	資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市町村内の 事務所等の従業者数が50人を超えるもの	1 7 5 万円
3	資本金等の金額が10億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	4 1 万円
4	資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の 事務所等の従業者数が50人を超えるもの	4 0 万円
5	資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の 事務所等の従業者数が50人以下であるもの	1 6 万円
6	資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で市町村内 の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	1 5 万円
7	資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で市町村内 の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	1 3 万円
8	資本金等の金額が1000万円以下である法人で市町村内の事務所等の 従業者数が50人を超えるもの	1 2 万円
9	1~8に掲げる法人以外の法人等	5 万円

(イ)法人税割

法人市民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に、市で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は12.3%、制限税率は14.7%で、7市町とも税率は14.7%である。

制限税率:地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。標準税率は1.4%、制限税率は2.1%で、7市町のうち、1市が1.55%、2市町が1.5%、4市町が1.4%を適用している。

償却資産:工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権な どの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 都市計画税(出雲市のみ)

都市計画税は、都市計画区域のうち、市街化区域内等の土地及び家屋にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じである。制限税率は、0.3%となっているが、現在、出雲市が、用途地域の土地及び家屋に対し、0.1%課税している。

4 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日に現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型 自動車などの所有者にかかる税金で、税率は7市町とも、制限税率(標準税率の120%)で、車種、総排気 量などにより1台当たりの年額で定められており、たとえば、50cc以下の原動機付自転車は、年額1,200円、 自家用の軽四輪乗用車は、年額8,600円である。

	種類類		標準税	, 率(年額)	
_	総排気量 0.05ℓ 以下または定格出力 0.6 k w l	以下		1,000円	
原動機付自転車	二輪のもので総排気量 0.05l を超え 0.09l に たは定格出力 0.6k wを超え 0.8k w以下のも			1,200円	
付 自 転	二輪のもので総排気量 0.09ℓ を越えるもの 定格出力 0.8 k wを越えるもの	または		1,600円	
車	三輪以上のうち一定のもので、総排気量 0.029 えるものまたは定格出力 0.8 k w を超えるもの		2,500円		
+=	二輪のもの		2,400円		
軽 小 自 型 動 特	三輪のもの		3,100円		
軽 1 小型 特 : 殊	類	用	営業用 5,500 円	自家用 7,200 円	
	四輪のもの	物	営業用 3,000 円	自家用 4,000 円	
	二 輪 の 小 型 自 動 車			4,000円	

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は、一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は3町とも、保有1.4%、取得3%である。

平成15年度以降においては、現下の経済情勢等にかんがみ、特別土地保有税を停止し、新たな課税は実施しないことになっている。

6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者であり、市町村たばこ税率は法律において定められた一定税率で、平成15年7月1日から、1,000本につき、2,977円、旧3級品は、1,412円である。

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併に関する法律 (昭和 40 年法律第6号)

(地方税の不均一課税)

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

地方税法 昭和 25 年法律第 226 号)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定に形式)

- 第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課すことができる税目)

- 第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。
- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収 すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りで ない。
 - (1) 市町村民税
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 市町村たばこ税
 - (5) 鉱産税
 - (6) 特別土地保有税
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
 - (1) 都市計画税
 - (2) 水利地益税
 - (3) 共同施設税
 - (4) 宅地開発税
 - (5) 国民健康保険税

(公益等に因る不均一課税免除及び不均一課税)

- 第 6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。
- 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその 一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村がした財課徴収その他の手続とみなす。

(第2項から第4項 省略)

先進市事例

あきる野市

2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、 合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を採用する。

法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

都市計画税は、税率 0.27 パーセントを採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。

特別土地保有税は、秋川市の例による。

篠山市

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

- ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

西東京市

2 市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 100 分の 14.7 を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

- ア 資本金が一億円以下の法人等 100 分の12.3
- イ 資本金が一億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5

都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

さいたま市

個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規 定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。

法人市民税については、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。

都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

総務企画専門部会企画広報分科会 1-1

協議項目 各種事務事業 行政改革大綱 か取扱いについて	大綱 か取扱いについて	日開業知日	行政改革大綱
調整の方針 新市において、新たな行	新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。		
	逍	民	
田市	中 田 井		佐 田 町
阳粉】	日和】	阳塔】	
出雲市行政推進大綱	平田市行政改革大綱	斐川町行政改革大綱	佐田町行財政改革大綱 (第 1 次)
			やまゆりの郷行政推進大綱(第2次)
策定年月日】	〔	策定年月日】	((())
平成 9年 1月 17日	平成 10年 1月 22日	平成 1 1年 2月	平成8年度(第1次)
			平成11年3月(第2次)
実施期間 】	実施期間 】	実施期間】	実施期間】
第1次実施期間 平成 9年度~17年度		平成11年度~13年度	第1次実施期間平成8年度~10年度
第2次実施期間 平成13年度~15年度			第 2次実施期間 平成 11年度 ~ 16年度
実施計画の有無】	(実施計画の有無】	実施計画の有無】
恒		中	有
行政推進大綱に基づ〈実施計画 俤 1次・第 2次)		斐川町行政改革大綱実施計画	やまゆいの郷行政推進大綱」実施計画(第 2次分)
関在の実施状況と今後の予定】	現在の実施状況と今後の予定】	関在の実施状況と今後の予定】	見在の実施状況と今後の予定】
行政推進大綱は、	第 1次行政改革大綱策定 (H10)	平成 1 5年 8月	佐田町行財政改革大綱 (第 1 次)
1.時代に即応した組織機構の見直しについて	·市立病院給食業務を民間委託	斐川町行財政改革大綱 実施計画策定予定	1.当面する個別的な方策
2.定員管理及び給与のあり方について	・市営バスの管理運営を公社に委託	(平成 15年 2月末 審議会答申)	事務事業の見直しについて
3.効果的な行政運営と職員の能力開発について	・定員適正化計画の策定		行政機構の改革について
4.事務事業の見直しについて	使用料、手数料の改定	平成 1 5年 8月	効率的な行政運営占職員の能力開発
5.行政の情報化による行政サービスの向上について	・ワタリ制度の廃止	斐川町行財政改革推進委員会 仮称 設置予定	公共施設の管理運営について
の 5項目 を柱に策定。	今後の予定は特になし。		2.情報化の推進と住民サービスの向上を柱として
第2次実施計画は、5つの柱について、具体的に			策定した。
80項目を掲げ、各担当課において実施。			(平成 10年 9月に行財政改革委員会から答申)
平成13年度・14年度で大半の項目が完了。			
平成15年度は、12項目に調査 検討。			
平成16年度は、新たな実施計画は策定せず、第2			
次実施計画の積み残しがあれば引き続き検討予			
虎			

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

開講項目	各種事務事業 行政改革大綱 か取扱いについて							
		質が収扱いについ	,				協議細目	行政改革大綱
調整の方針	新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。	(改革大綱、実施計)	画 を速やか	に策定する。				
		現					況	
詽	美	井	田	무	米	Ш	ĦŢ	佐 田 町
								やまゆりの 郷行政推進大綱 (第 2 次)
								1.事務事業の見直し
								2.新時代に対応する組織機構の再編整備
								3.効率的な予政運営と職員の能力開発
								4.財政の健全化と効率的な運営
								5.地方分権への対応
								6.住民に開かれた町づくいの推進
								を柱として策定した。
								平成 12年 11月 30日に やまゆりの 郷行政推進大
								綱 実施計画を策定し、改革推進のためそれぞれの
								課において具体的な目標を設定した。
								平成 14年度までに全体計画の約60パーセントが
								終了している。引き続き、各課において、実施計画
								に沿って実行し 新たな課題に対しても対応すること
								よして1 る。

総務企画専門部会企画広報分科会 1-3

協議項目 各種事務事業 行政改革	各種事務事業 行政改革大綱 か取扱いについて	四日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日	行政改革大綱
調整の方針 新市において新たね	新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。		
	淄	光	士 士 号 新
多 仗 町	数	大 社 西	開催のすることなる。
图称】	日称】	阳粉】	新市において、新たな行政改革大綱、実
多伎町行政改革大綱	湖陵町行政改革大綱	大社町さわやか行政推進大綱	施計画を速やかに策定する。
策定年月日】	〔 第定年月日】	策定年月日】	
平成10年11月25日改定	平成 7年 4月	大綱 平成 9年 3月	
		実施計画総論編 平成 10年	
		実施計画各論編 平成 11年	
(美施期間)	実施期間 】	実施期間】	
平成10年度~平成12年度	平成 7年度~11年度	大綱 平成 9年度から5力年間	
		実施計画 平成10年度から平成15年度まで	
実施計画の有無】	実施計画の有無】	実施計画】	
無	無	有	
		心	
関在の実施状況と今後の予定】	現在の実施状況と今後の予定】	関在の状況と今後の予定】	
1.事務事業の見直し	1.事務、事業の見直し	現在の計画は、平成 15年度をもって計画期間が	
2.組織機構等の見直し	2.行政機構の見直し	終了する。	
3.定員管理及び給与の適正化の推進	3.財政健全化/数率化	行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ	
4.効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進	車 平成 12年度で終了後、見直しを実施していない	平成16年度の計画書の作成は予定にない。	
5.行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	4		
6.公共施設の設置及び管理運営			
7.経費の節減合理化等行政の健全化			
平成 13年 4月 1日 行政組織機構の改編実施			
平成13年度~14年度 事務事業の見直し			
行政組織機構改編の検証	H		
平成 15年 4月 1日 行政組織機構の改編実施	1990年		

出雲地冈合併協議会の調整方針

住民 福祉專門部会 住民分科会 1-1

整の方針 1.窓口手数料については、7市5町で差異のない手数料については、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3市6域に、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位、3中位	(2 版)	「のとおりと 及び大社町(監領 田) 金額 田) 450 350 1,40(1,40(350	9 L 差異のあ 9 例により合作 1 件	第まえ新市 開時に統一 選まえ新市 45(1 45(1 45(1 45(1 45(1 45(1 40(140(1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(計) 華 (計) 華 (45) (75) (75) (75) (75) (75) (75) (75) (7	E	6 併時に約 スコーナー スコーナー 450 350 350 350 350 350 350 350 350 350 3	第一する。ただし、 -及び証明書自動 単位 金額(円 1件 45 1件 75 1件 75 1件 35 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 1 36 2 36 3 36 3 36 3 36 4 36 4 36 4 36 4 36 4 36 4 36 4 37 4 <th></th>	
[日手数料 出雲市 平田 (選事項証明 (C) (日) (注	藤(円) 単位 45(1) 単位 75(1) 通 75(1) 通 1,40(1) 通 35(1) 通 35(1) 通 35(1) 通 35(1) 通	部 金額 (日) 450 350 750 450 1,400 350	女 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	(日) 単 (日) 単 (日) (1) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	(m) 台 车	(日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)	題句车车车车车	簡(円) 450 350 750 450 350	文 文 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	調整の具体的
口手数科 出雲市 中田 (諸語載事項証明 (全額(力)) 単位 (全額(力)) 単位 (全額(力)) 目標 (本額) (諸語數事項証明 (本額) 日本 ((1) 単位 45(1) 単位 35(1) 1件 75(1) 1通 45(1) 1件 35(1) 1通 35(1) 16 35(1) 16 35(1) 16	田 金額 (円) 450 350 750 450 1,400 350	4 4 </th <th>(円) 単 (円) 単 35(45(40(40(35(</th> <th>※ ^台</th> <th>(日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)</th> <th>短 位 车 车 车 车 车 车</th> <th>第(円) 450 350 750 450 350 350</th> <th>本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本</th> <th>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</th>	(円) 単 (円) 単 35(45(40(40(35(※ ^台	(日)	短 位 车 车 车 车 车 车	第(円) 450 350 750 450 350 350	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
分 出雲市 平田 着抄本) 1件 45(1件 着抄本) 1件 45(1件 日15場合) 1件 45(1件 日15場合) 1件 45(1件 会部) 1件 35(1件 全部) 1件 20(1件 氏 全部) 1件 20(1件 財(全部) 1件 20(1件	第(円) 単位 45(1通 35(1件 75(1通 45(1通 35(1通 35(1通 35(16 35(16 36(16 37(16	部 金額 (円) 450 350 750 450 1,400 350	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	(日) 単 (日) 単 35(45(40(35(35(%	(日) # (日) # 35(75(40(新ります。 サード サード サード サード サード サード サード サード サード サード	額(円) 450 350 750 450 350	大社団 金額 中	
# 位 金額(円) 単 位 指数本)	(円) 単位 456 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(円) 350 350 750 750 350 350 350	句	(円) 単 456 356 756 356 356 356	位世世世世世世世世世世世世世世世世世日世日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日<	(円) 単 456 356 756 456 356	句	(円) 450 350 750 450 350	中 中 </td <td>12 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</td>	12 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
曹抄本) 1件 450 曹抄本) 1件 750 間15場合) 1件 450 毎亡届号し等) 1件 350 全部) 1件 200 以全部) 1件 200 明(年金葉書を含む) 1件 200		350 750 750 750 1,400 350	** <		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		* * <td></td> <td>-</td> <td>5 5 6</td>		-	5 5 6
#抄本) 1件 350 11 750 11		350 750 450 350 1,400	* * * * * * *		车车车车	35(75(45(35(40(# # <td></td> <td>-</td> <td>5 5 5</td>		-	5 5 5
曹抄本) 1件 75(1件 45(11・35(1件 35(11・35(1件 35(金部) 1件 20(5(全部) 1件 20(明(年金葉書を含む) 1件 20(750 450 350 1,400 350	* * * * * *		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	75(45(35(,40(*			5 5 (
1件 450 1113場合) 1件 1,400 60亡届写し等) 1件 1,400 全部) 1件 200 5、全部) 1件 200 11件 200 11件 200 11件 200 11件 200 11件 200 11件 200		450 350 1,400 350	世 世 世 世 世 -		车车车 :	356	* * * *		7	5 (
114 350 (死亡届号 L等) 1件 1,400 (死亡届号 L等) 1件 350 全部) 1件 200 (K、全部) 1件 200 明 (年金葉書を含む) 1件 200 1世帯 200 1件 200 1件 200		350 1,400 350	生 生 生		车车 :	350,400	4 4 4		-	2 (
(4年) 1件 1,400 (60) 1件 1,400 (4年) 1件 350 (4年) 1件 200 (60) 1件 200		1,400	车 车		年:	,400	1件		-	1 to 1 to 1
砂亡届写し等) 1件 350 全部) 1件 200 R 全部) 1件 200 明 (年金葉書を含む) 1件 200		350	1件	2 (111		_	1, 400	<u>+</u>	40(0件時に統一する。
全部) 1件 20(R、全部) 1件 20(明(年金葉書を含む) 1件 20(1世帯 20(1件 20(1件 20(1件 20()				1件	350	1件	350	1件	35(
R. 全部) 1件 200 明 (年金葉書を含む) 1件 200 1世帯 200 1件 200 1件 200 1件 200 1件 200		300	1件	200	1件	200	1件	200	#	200
明 (年金葉書を含む) 1件 20(1世帯 20(1件 20(1件 20(1件 20(300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
1世帯 200 1件 200 1件 200 1件 200	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
1/4 2.0(1/4 2.0(1/4 2.0(300 1人	300	1自治会	200 11	1世帯	200 1€	自治会	200	1地区	200
14 200 14 200	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
1件 200	300 1件	300	無料	1	1件	200	無料		1件	200
	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
認可地緣団体印鑑登録 無料 1件	300	₹	制定なし		制定なし	,	制定な(٦	無料	
認可地緣団体印鑑登録証明 1件 200 1件	300 1件	300	制定なし	,	制定なし	,	制定な(٦	1件	200
身分証明(破産者、成年被後見人等) 1件 20(1件	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
外国人登錄原票記載事項証明 1件 20(1件	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
自動車臨時運行許可 1件 75(1件	750 1両	750	制定なし		制定なし		制定な(٦	制定なし	
その他の証明 1件 20 1件 1件	300 1件	300	1件	200	1件	200	1件	200		200

[|] 時後の記す| |手数料の区分のうち、 ~ は金額が異なる。 |・住民票の閲覧」の徴収単位が異なる。 |身分証明 (破産者、成年被後見人等)の1件の取扱いが異なる。仏雲市 ・斐川町の場合は証明項目数を1件として計算。その他の市町は、原則証明書1枚を1件として計算。)

-31-

住民 福祉專門部会 住民分科会 1-2

		2 - 8-1-1-1-1-1-1
協議項目 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い	目窓口業務	
1.窓口手数料については、2市5町で差異のない手数料については、現行のとおりとすし、差異のある手数料については、斐川町の例により合併時に統一する。ただし、身分証明(破産者、成年被後見 人等)の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。 2.窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	tV合併時に統一する。ただし、 男分証明 (破産ビスコーナー及び証明書自動交付機 については	男分証明 (破産者、成年被後見 さ付機 については、現行のとおり
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	調整の具体的内容	
2 土日サービスコーナ、証明書目勤交付機 (出雲市のお実施) (1) 土日サービスコーナ、証明書目勤交付機 (出雲市のお実施) (2) 配置目的 1 市議的本たのとするとともに 住民サービスの向上を図る 順数事務 (1) 市議的本たのとするとともに 住民サービスの向上を図る 順数事務 (2) 印鑑登録証明書、課務証明書、課務証明書、政会の展別量の経過限及が外国人登録原票記載事項証 明書に係る即日交付事務 (3) 所得証明書、課務証明書、解析証明書及び資産証明書に係る取次音事務 (4) 簡易存申編書、課務証明書、解析証明書及び資産証明書に係る取次音事務 (5) 市政案内等に関すること 関所日 1 中間 1 日曜日 (ただし、12月 3 0日から翌年 1月 4日までは係く) 日曜 第1 日曜日 (ただし、12月 3 0日から翌年 1月 4日までは係く) 日曜 第1 日曜日 (ただし、12月 3 0日から翌年 1月 4日までは係く) 日曜 1 0時から午後 5時まで 1 日曜 日曜 (1 日曜 日曜 1 日曜 1 日曜 1 日曜 1 日曜 1	2 土日サービスのあり方については、新市全域わたるサービスのより方については、新市全域わたるサービス向上 や電子自治体 の動向などを踏まえ新市において検討する。土日 サービスコーナー及び証明書自動交付機 については、現行のとおい新市に引き継ぐ。現行のとおい新市に引き継ぐ。	と域わたるサービス 市 において 検討 す 交付機 については、

-32-

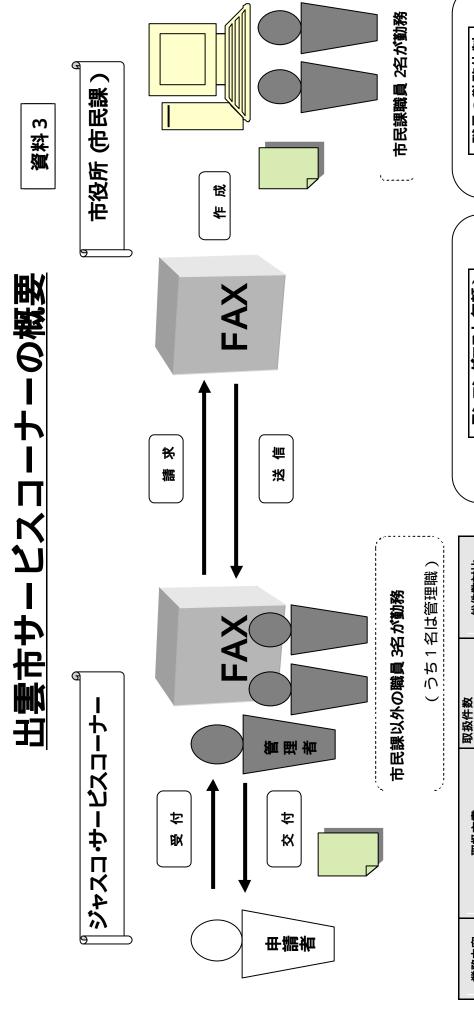
(窓口手数料) 減 う 増 世 IJ 围 贫 徘 米

		洪	金窓	更	は	う 情	鬞	(※ (※)	手数料	$\overline{}$			資料
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	2市5町 ((平成13年度)		値上げ		値下げ
手数料の種類	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	総件数	現状	東価	金額(円)	東便	金額(円)
戸籍事項証明 戸籍謄抄本)	16,822	6,878	5,535	1,395	1,135	1,803	4,701	37,134	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300
戸籍記載事項証明	13	0	0	0	0	0	9	22	7,700	350	7,700	350	7,700
除籍事頂証明 餘籍謄抄本)	7,221	2,161	2,610	440	349	873	1,445	14,750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500
除籍記載事項証明	0	0	0	0	0	0	5	5	2,250	450	2,250	450	2,250
受理証明書	97	8	4	0	4	4	22	135	47,250	350	47,250	350	47,250
受理証明(上質紙を用いる場合)	0	0	0	0	0	0	2	2	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800
届書に基づ〈証明書 死亡届写し等)	357	154	156	14	27	47	59	787	275,450	350	275,450	350	275,450
住民票の写し(一部、全部)	47,003	13,336	12,697	2,040	1,777	2,699	7,041	84,816	19,566,500	300	25,444,800	200	16,963,200
戸籍附票の写し(一部、全部)	1,910	595	421	144	124	182	461	3,713	844,200	300	1,113,900	200	742,600
住民票の記載事項証明(年金葉書含む)	3,509	1,380	879	287	34	264	204	6,523	1,530,500	300	1,956,900	200	1,304,600
住民票の閲覧	14,423	3,780	4,559	209	197	89	256	23,295	5,492,900	300	6,988,500	200	4,659,000
印鑑登錄証明	37,977	11,187	10,279	1,643	1,355	1,920	6,493	69,499	16,046,400	300	20,849,700	200	13,899,800
印鑑登録証の交付	3,528	915	626	0	143	0	625	6,027	1,392,800	300	1,808,100	200	1,205,400
印鑑登録証の再交付	0	0	0	49	27	55	0	104	20,800	300	31,200	200	20,800
認可地緣団体印鑑登録	0	2	0				0	2	600	0	0	0	0
認可地緣団体印鑑登録証明	0	3	0				0	3	900	300	006	200	009
身分証明 (破産者・成年被後見人)	2,687	322	009	53	75	125	0	3,787	849,600	300	1,136,100	200	757,400
外国人登録原票記載事項証明	584	46	122	26	24	0	0	778	172,400	300	233,400	200	155,600
自動車臨時運行許可	1,146	183	526					1,855	1,391,250	750	1,391,250	750	1,391,250
その他の証明	100	157	18	0	16	9	900	1,181	253,700	300	354,300	200	236,200
合計	137,377	41,107	39,365	6,300	5,287	8,046	22,223	254,418	75,670,800		89,417,300		69,444,700
											13,746,500		6,226,100 減

一 御料 2

近隣自治体の状況

/	1.34	+	{	ļ	+	+	Ħ.	+	E y	1	X	1	1	1	, ,	+	4	+	#:#1	
	松江中	E	★*	£ E	H H H	Đ	江津中	£	ガ田中	E	印田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	Đ	馬取中	e	⊹ ¥	₽ +	配合中	£	温海中	F
手数料の種類	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)
戸籍事項証明 (戸籍謄抄本)	作につき	450	おこつ学	450	作につき	450	作につき	450	件につき	450	作につき	450	作につき	450	1件につき	450	作につき	450	件につき	450
戸籍記載事項証明	作につき	350	幸にコホル	350	性につき	350	作につき	350	件につき	350	作につき	350	作につき	350	1件につき	350	作につき	350	件につき	350
除籍事項証明(除籍騰抄本)	作につき	750	老の当地	750	作につき	750	作につき	092	作につき	750	作につき	092	作につき	750	1件につき	092	作につき	750	件につき	750
除籍記載事項証明	作につき	450	幸にコホル	450	件につき	450	作につき	450	作につき	450	作につき	450	作につき	450	1件につき	450	作につき	450	作につき	450
受理証明書	作につき	350	辛Cコホル	350	作につき	350	作につき	350	作につき	350	作につき	350	作につき	350	1件につき	350	作につき	350	件につき	350
受理証明 (上質紙を用いる場合)	作につき	1,400	幸にコホル	1,400	性につき	1,400	作につき	1,400	件につき	1,400	作につき	1,400	作につき	1,400	1件につき	1,400	作につき	1,400	件につき	1,400
届書に基づ〈証明書《死亡届写し等)	1件につき	350	幸Cコ制1	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350
							ト記の	開網	操送受害	数料は	全て同	を記録								
			_			<u> </u>		Į		i	;	\ \{	<u> </u>							
住民票の写し(一部、全部)	作につき	300	作につき	300	作につき	200	作につき	200	作につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	作につき	300
戸籍附票の写し(一部、全部)	作につき	300	作につき	300	件につき	200	作につき	200	作につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	作につき	300
住民票の記載事項証明(年金葉書含む)	作につき	300	幸にコホル	300	件につき	200	作につき	200	作につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	作につき	300
住民票の閲覧	1世帯につき	200	全てコ祟和1	300	1世帯につき	200	1世帯につき	200	1世帯につき	200	1人につき	150	1人につき	300	1人につき	300	1人につき	300	世帯につき	100
印鑑登録証明	作につき	300	幸にコホル	300	性につき	200	作につき	200	件につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	件につき	300
印鑑登録証の交付	作につき	300	辛Cコホル	300	作につき	200	作につき	200	作につき	200	作につき	300	無料	0	無料	0	無料	0	無料	0
印鑑登録証の再交付	作につき	300	幸にコホル	300	性につき	200	作につき	200	件につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	件につき	300
認可地緣団体印鑑登錄	無料	0	*#	0	作につき	200	****	* * * * * * *	作につき	200	****	*****	無料	0	無料	0	無料	0	無料	0
認可地緣団体印鑑登録証明	作につき	300	幸にコホル	300	性につき	200	******	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	件につき	200	******	*******	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	件につき	300
身分証明 破産者 忒年被後見人)	通につき	300	辛Cコ駅	300	通につき	400	通につき	200	通につき	400	通につき	400	通につき	300	1通につき	300	通につき	300	通につき	300
外国人登録原票記載事項証明	作につき	300	作につき	300	作につき	200	作につき	200	件につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	作につき	300	件につき	300
自動車臨時運行許可	作につき	750	作につき	750	作につき	750	作につき	750	件につき	750	作につき	750	作につき	750	1件につき	750	件につき	750	件につき	750
その他の証明	作につき	300	作につき	300	作につき	200	作につき	200	作につき	200	作につき	300	作につき	300	1件につき	300	件につき	300	件につき	300
料金改定時期	平成12年4月1日	4月1日	平成12年4月1日	F4月1日							平成13年4月1日	4月1日	平成12年3月28日	3月28日	平成8年4月1日	4月1日	平成9年4月1日	4月1日	平成12年4月1日	4月1日



ランニングコスト年額

ファックス保守料 ファックス通話料

職員の勤務体制 55千円 (ジャスコ用)375千円 115千円 2 4 0 千円 8 1 5千円 30千円 ファックスリース料(本庁用) その他事務品費 캩

. 4 %

74件

戸籍謄抄本

戸籍謄抄本

戸籍謄抄本 税務証明

取次交付

住民票 2.9% 印鑑証明3.6%

印鑑証明 1,348 件

外国人登録原票記載事項証明書

即日交付

住民票・年金はがき・印鑑証明・

取扱文書

業務内容

住民票 1,433件 (中成 14 年度計)

総件数対比

. 5 %

% 8 .

婚姻届 出生届

20件 15件

出生届 围硱鳎

婚姻届、出生届、養子縁組届等 死亡届を除くすべての戸籍届出

戶籍届出受付

- 外の職員は1年半に1回程度、管 理職は半年に1回程度のローテー ・市民課職員は月1回程度、 ションとなる。
 - 出勤日は代休措置する。



資料4

市役所市民ホール 平成 10年 4月から

平成 15年 8月から 出雲郵便局

パルダ 由製 平成16年度以降



稼働時間中は、市役所市民課側で常時、モニター 監視するとともに VTR で録画する。

非常時は遠隔稼動監視装置により停止が可能。

仕日の監視は、サービスコーナー従事者が兼務)

使用するカードは、平成15 年8月以降は出雲市独自仕 様の 作民カードから全国 共通仕様の 性基カード」に 変更する。

出雲市役所市民課

1	
% O Z · O	1.91%
329件	724件
住民票	印鑑証明
	329件 0.7

)		
	自動交付機	200万円/台
	ランニンゲコスト(300万円/

年間)

#	3.2	2.2
非明種目	住民票	印鑑证明
 	9:00-17:15	10:00-17:00
	田本	ш Н

資料5

サービスコーナー取扱件数明細表

					サービスコ		ーナーでの交付	交付								4-1	ニスコー	ナーでの	サーヒスコーナーでの甲請受付	付				
	딞	Ш	łΧ	付		事	回图	付に	4	多炎	付	***		七		出		講		税	7	相		额
1117	THE			事外 		L#	田	刑	點	納		SE SE	型	##	L.#	世	<u>-</u>	4		務	6 包	***	拙厄	<
III	民	離 計 が が が	出現に	明证明国人品	 	糟騰抄	咄			祝資		作 数	製 暉	生 届	精騰抄	咄	鵝 坩	в	 	出品	の書類は	4 世	文付件	加 盂
眦		明		雪載		₩	脈	待	税	華		XX	#HII	₩Œ	₩	脈	田	争		₩	文付	数	数	
_	122	96	4	0	222	9	7	2	0	0	15	237	-	0	9	0	0	1	8	1	7	28	11	292
	26	99	3	1	167	1	0	0	0	0	1	168	1	3	4	0	0	1	6	2	8	52	20	259
1	100	94	2	2	198	6	0	18	10	0	37	235	3	2	80	0	0	1	14	12	18	43	21	343
	92	85	1	0	178	1	0	19	9	0	26	204	3	1	11	0	0	0	15	12	9	35	16	288
1	103	61	4	0	168	0	0	3	0	0	3	171	1	1	3	0	0	0	5	3	9	32	21	238
1	120	88	4	2	214	2	0	1	0	0	3	217	3	3	8	0	0	0	14	2	9	10	12	261
1	111	122	4	5	242	3	0	1	1	0	2	247	1	0	2	0	0	2	8	0	6	24	13	301
1	100	93	3	2	198	2	0	2	2	1	7	205	3	0	8	1	0	0	12	3	7	30	16	273
2月 1	109	100	0	2	211	0	0	2	1	1	7	218	0	3	3	0	0	4	10	2	7	29	27	323
1月 1	124	110	2	0	236	3	0	3	2	4	12	248	0	1	8	0	0	0	6	1	10	52	20	340
2月 1	150	150	2	1	303	2		2		-	8	311			8			1	6	-	7	29	22	417
3月 2	205	283	9	2	496	2		4	18	15	39	535	4	-	2				7	1	6	63	52	99
計 1,4	1,433 1,	1,348	35	17 2	2,833	31	7	63	40	22	163	2,996	20	15	74	1	0	10	120	40	100	495	251	4,002
計 1,4	1,426 1,	1,397	37	15 2	2,875	77	3	92	13	6	178	3,053	24	14	06	1	0	11	140	45	94	484	285	4,101
計 1,3	1,329 1,	1,435	40	30 2	2,834	74	14	28	2	3	151	2,985	13	28	81	10		15	147	43	113	383	322	3,993
計 1,1	1,189 1,	1,275	69	45 2	2,578	62	4	51	17	3	137	2,715	26	22	115	9		17	186	20	82	395	318	3,746
計 1,1	1,133 1,	,275	97	34 2	2,539	70	2	85	6	13	179	2,718	29	26	87	2		20	164	54	91	418	311	3,756
1,0	1,035 1,	1,134	262	15 2	2,446	48	10	62	2	3	142	2,588	25	22	89	7		8	133	31	83	357	281	3,473
1,2	1,297 1,	396	366	17 2	2,976	53	7	26	15	2	136	3,112	31	4	93	17	4	25	214	47	145	402	382	4,302
1,0	1,047	1,342	351	2	2,745	45		149	10	11	215	2,960	43	19	88	6		11	170	36	91	384	324	3,965

住民,福祉専門部会 健康,医療分科会 1-1	目 医療費助成について			佐 田 町	1 乳幼児等医療費助成 目的等 1 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の早期発見と経済的負担の軽減を図る。 県単位の事業。 助成額 1 日末満 ・ 3歳太満の人除・通院・700円 ・3歳学後 20歳未満のせんそ(等5疾患群の1か月末満の人院・住限 15,000円/月) ・3歳学後 20歳未満のせんそ(等5疾患群の1か月末満の人院・住限 15,000円/月) ・1000円/月 ・1000円/月
	協議網	部負担金は、700円に統一する。	光	(A)	1 乳幼児等医療費助成 目的等 1 ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することによ1疾病の 早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業 助成額 2 ・3歳大満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院・総医療費の1割 (上限 15,000円/月) ・就学後 20歳未満までの七んそ(等5疾患群の1ケ月未満 の入院・総医療費の1割(上限 15,000円/月) 開補助金 2 間成額 0 1/2を補助 2 福祉医療費助成 目的等 3 本人負担額から一部負担金 5 0 0円を控除した額を助成 開補助 3 本人負担額がら一部負担金 5 0 0円を控除した額を助成 開補助 3 本人負担額がら一部負担金 5 0 0円を控除した額を助成 同成額 0 1/2を補助 の 3 書 1級又は 2級 ・6 5 対以上の寝たき以 介護が必要な入で市町長が認めた者 ・6 5 対以上 2級 ・6 5 対 以 1 2級 ・6 5 が 1 2級 ・6 5 が 1 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	(保健事業関係その2)の取扱い	1.乳幼児等医療費助成制度 については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負2.福祉医療費助成制度 については、大社町の例により合併時までに調整する。	現	中 田 ホ	1 乳幼児等医療費助成 1 乳幼児等医療費助成 1 乳幼児等医療費助成 1 乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等疾病の早期発見及 び早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減及び乳幼児等の健全な育成を図ることを目的とする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	各種事務事業 (保健事業]	1.乳幼児等医療費助成制 2.福祉医療費助成制度に		IC	(負担分を助成することによい疾病の ・部負担金を除いた額を助成 ・部負担金を除いた額を助成 ・のせんそ(等5疾患群の17月末満 ・1割(上限15,000円/月) でのぜんそ(等5疾患群の17月末満 ・1割(上限15,000円/月) でを養費を助成することによって対 ・定を図る。 日金500円を控除した額を助成 現(者)など 級 ・現程する配偶者のいない女子であり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	協議項目	調整の方針		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1 乳幼児等医療費助成 目的等 3 乳幼児等医療費 の本人負担分を助成することにより疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 県単位の事業 明単位の事業 (1990年) 1990 日 19

福祉医療費助成制度 については、大社町の例により合併時ま 乳幼児等医療費助成制度 については、現行のとおり新市に引 住民 福祉專門部会 健康 医療分科会 唙 き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。 图 铝 # 歐 6 乳幼児等医療費助成 树 2 福祉医療費助成 医療費助成事業 膃 でに調整する。 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり、 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の ・就学後 20 歳未満までのぜんそ 〈等 5疾患群の 1ケ月未満 Ш 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対 本人負担額から一部負担金 500円を控除した額を助成 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 监 早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 量 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割 **仁限 15,000 円/月)** 뾆 ・父子家庭、配偶者に障害のある男子 碦 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・3歳未満の入院 通院 700円 象者の健康の保持と安定を図る。 18歳未満の児童を扶養する者 一部負担金は、700円に統一する。 社 ・身体障害者 1級又は 2級 乳幼児等医療費助 助成額の1/2を補助 助成額の1/2を補助 ・父母のいない児童 2 福祉医療費助成 県単位の事業 県単位の事業 部負担金 助成額】 目的等】 **财象者**】 助成額】 回的等】 県補助】 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり、 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児 (者)など ・身体障害者1級又は2級 ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の 就学後 20歳未満までのぜんそ (等 5疾患群の 1ケ月未満の入院 総医療費の1割 仁限 15,000 円/月) 咒 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対 1.乳幼児等医療費助成制度 については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし 福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併時までに調整する。 本人負担額から一部負担金 500円を控除した額を助成 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 崫 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割 **仁限 15,000 円/月)** ・3歳未満の入院・通院 700円 象者の健康の保持と安定を図る。 18歳未満の児童を扶養する者 逫 乳幼児等医療費助 助成額の1/2を補助 助成額の1/2を補助 福祉医療費助成 各種事務事業 (保健事業関係その2)の取扱 県単位の事業 県単位の事業 一部負担金 **财象者**】 原補助】 回的等】 助成額】 强 母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 就学後 20 歳未満までのぜんそ〈等5疾患群の1ケ月未満 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対 本人負担額から一部負担金 500円を控除した額を助成 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 の入院 総医療費の1割(上限15,000円/月) 崫 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割 **仁限 15,000 円/月)** 7 重度、中度の知的障害児 (者)など 象者の健康の保持と安定を図る 18歳未満の児童を扶養する者 伎 Ш 犂 ・3歳未満の入院・通院 身体障害者 1級又は 2級 乳幼児等医療費助成 上 助成額の 1/2 を補助 助成額の1/2を補助 严 2 福祉医療費助成 6 県単位の事業 県単位の事業 灩 树 助成額】 目的等】 膃 磖

資料 1

乳幼児等医療費市町単独助成額推計 (一部負担金の700円~1,000円部分を単独助成した場合 平成14年度

986,994 ,550 1,094,044 1,059,866 5,142,284 1,049,830 1,028,457 12,341,482 単位:円 助成額 951, 苮 lΠ 18,439 3,533 3,929 3,748 3,759 3,470 3,688 44,254 件数 56,114 ,232 58,628 48,488 57,860 54,360 673,363 280,568 助成額 大社町 6 2,472 209 205 206 224 214 178 1,030 数 世 27,958 24,588 29,128 29,068 142,338 28,468 31,596 341,611 助成額 湖陵町 105 115 109 518 104 ,243 件数 100 83 11,278 11,286 153,010 12,870 63,754 16,090 12,230 12,751 助成額 **岁**伎町 562 件数 50 58 4 44 4 234 47 15,600 78,410 15,682 14,650 15,550 17,320 15,290 188,184 助成額 在田町 653 272 58 53 54 件数 52 55 54 194,410 182,776 2,109,619 170,038 177,374 154,410 879,008 175,802 助成額 製厂町 7,814 588 3,256 665 665 717 621 651 件数 171,300 165,900 815,400 1,956,960 142,500 163,080 161,700 174,000 助成額 田田 計 6,523 475 2,718 544 539 571 553 580 数 世 544,326 2,882,806 6,918,734 538,546 613,478 600,342 586,114 576,561 助成額 出雲市 10,411 24,986 2,225 2,148 966, 2,082 ,947 2,093 件数 乜 年間推計 尔 10月 11月 12月 三 2月 苮 \times 計

平田市については、一部負担金を700円にした場合の負担増分を推計。 ただし、1,000円の控除件数実績に300円を乗じて算出しており 1,000円未満部分については推計額に入っていない。)

²⁾平田市 を除く1市5町は実績である。 3)年間推計は、月平均に12ケ月を乗じて算出。

資料 2

乳幼児等医療費助成額年度比較

(単位:円)

_	1		,		<u>单位</u>	
\boxtimes	乙 分	13年度助成額	14年度助成額	対前年差額	備	考
	10月	10,798,734	7,236,042	3,562,692		
	11月	10,604,207	9,472,483	1,131,724		
出	12月	14,929,428	10,612,261	4,317,167		
出雲	1月	13,340,782	10,104,430	3,236,352		
市	2月	11,543,277	9,632,471	1,910,806		
	合計	61,216,428	47,057,687	14,158,741		
	平均	12,243,286	9,411,537	2,831,748		
	10月	2,769,727	1,934,126	835,601		
	11月	2,334,227	1,808,020	526,207		
	12月	3,400,066	2,069,174	1,330,892		
平田	1月	2,223,539	1,757,360	466,179		
市	2月	2,124,710	1,168,212	956,498		
	合計					
	平均	12,852,269 2,570,454	8,736,892 4,747,379	<u>4,115,377</u> 823,075		
			1,747,378			
	10月	3,307,577	2,143,422	1,164,155		
	11月	2,639,333	2,596,659	42,674		
斐川	12月	3,864,575	2,967,688	896,887		
町	1月	3,304,046	2,399,173	904,873		
	2月	2,937,018	2,066,346	870,672		
	合計	16,052,549	12,173,288	3,879,261		
	平均	3,210,510	2,434,658	775,852		
	10月	164,429	243,310	78,881		
	11月	426,448	303,517	122,931		
佐田	12月	349,612	218,864	130,748		
町	1月	184,835	267,910	83,075		
μ,	2月	160,227	171,644	11,417		
	合計	1,285,551	1,205,245	80,306		
	平均	257,110	241,049	16,061		
	10月	346,599	221,987	124,612		
	11月	495,712	244,639	251,073		
多伎	12月	610,878	209,379	401,499		
が以町	1月	254,879	130,318	124,561		
μј	2月	277,418	183,594	93,824		
	合計	1,985,486	989,917	995,569		
	平均	397,097	197,983	199,114		
	10月	562,445	405,250	157,195		
	11月	473,120	414,392	58,728		
)+D 7/±	12月	490,926	756,344	265,418		
湖陵 町	1月	541,071	419,567	121,504		
щJ	2月	579,008	312,768	266,240		
1	合計	2,646,570	2,308,321	338,249		
	平均	529,314	461,664	67,650		
	10月	1,269,881	825,761	444,120		
	11月	1,510,808	752,279	758,529		
大社	12月	2,052,743	854,201	1,198,542		
可	· <u>2</u> / 3 1月	1,031,416	1,013,354	18,062		
	2月	1,039,690	804,897	234,793		
	合計	6,904,538	4,250,492	2,654,046		
	平均	1,380,908	850,098	530,809		
	10月	19,219,392	13,009,898	6,209,494		
	11月	18,483,855	15,591,989	2,891,866		
	12月	25,698,228	17,687,911	8,010,317		
合	1月	20,880,568	16,092,112	4,788,456		
計	2月	18,661,348	14,339,932	4,321,416		
1	合計	102,943,391	76,721,842	26,221,549		
	平均	20,588,678	15,344,368	5,244,310		

14年度助成額は、市町の単独助成分を加えた額(平田市は推計)

福祉医療費助成 (母子家庭分)に係る調査

	年 度	医療費助成額 <i>(</i> 年間)	世帯数 (平均)	1世帯当り 助成額	備考
	平成10年度	22,996,068	301	76,399	
	平成11年度	27,883,289	315	88,518	
出	平成12年度	27,795,845	311	89,376	
出雲市	平成13年度	25,102,108	329	76,298	
113	平成14年度	26,124,087	344	75,942	
	計	129,901,397	1,600	81,188	
	平成10年度	6,221,405	83	74,957	
亚	平成11年度	5,863,454	82	71,506	
平 田 市	平成12年度	7,026,522	84	83,649	
市	平成13年度	5,329,933	79	67,468	
	平成14年度	5,033,966	83	60,650	
	計	29,475,280	411	71,716	
	平成10年度	2,716,415	39	69,652	
菲	平成11年度	2,846,826	39	72,996	
斐 川	平成12年度	3,657,577	44	83,127	
町	平成13年度	4,559,884	53	86,036	
	平成14年度	4,958,804	58	85,497	
	計	18,739,506	233	80,427	
	平成10年度	817,415	13	62,878	
佐	平成11年度	585,315	11	53,210	
田田	平成12年度	868,427	16	54,277	
町丁	平成13年度	883,431	13	67,956	
	平成14年度	908,642	17	53,450	
	計	4,063,230	70	58,046	
	平成10年度	933,608	19	49,137	
多	平成11年度	1,387,445	19	73,023	
	平成12年度	820,677	21	39,080	
伎 町	平成13年度	873,227	22	39,692	
	平成14年度	812,000	21	38,667	
	計	4,826,957	102	47,323	
	平成10年度	2,306,555	25	92,262	
湖	平成11年度	2,069,068	28	73,895	
陵	平成12年度	1,773,362	27	65,680	
囲丁	平成13年度	1,956,491	23	85,065	
	平成14年度	1,950,323	26	75,012	
	計	10,055,799	129	77,952	
	平成10年度	2,623,587	25	104,943	
大	平成11年度	2,865,491	27	106,129	
大 社	平成12年度	2,797,902	29	96,479	
囲丁	平成13年度	2,414,476	29	83,258	
	平成14年度	2,416,482	32	75,515	
	計	13,117,938	142	92,380	
合計		210,180,107	2,687	78,221	

資料4

福祉医療費助成に係る父子家庭の推計

X				母	子 家 庭		父 子	家 庭
分	年	度	総世帯数	医療費助成額	世帯数	1世帯当 助成額	(1) 推計世帯数	(2) 推計助成額
	10年			22,996,068	301	76,399		
.44	1 1 [±]			27,883,289	315	88,518		
出雲市	1 2年			27,795,845	311	89,376		
古	13年			25,102,108	329	76,298		
כן ו	14年			26,124,087	344	75,942		
	詀	-	28,666	129,901,397	1,600	81,188	2.40	194,852
	10年			6,221,405	83	74,957		
平	1 1年			5,863,454	82	71,506		
田	1 2年			7,026,522	84	83,649		
市	13年			5,329,933	79	67,468		
	14年	F度		5,033,966	83	60,650		
	訕	-	7,804	29,475,280	411	71,716	0.65	46,615
	10年							
斐	1 1年							
Ш	1 2年	F度						
町	13年							
	14年	F度						
	ilin	-	7,134				1	333,785
	1 0年	F度		817,415	13	62,878		
佐	1 1年	F度		585,315	11	53,210		
田	1 2年	F度		868,427	16	54,277		
町	13年	F度		883,431	13	67,956		
	14年	F度		908,642	17	53,450		
	計		1,233	4,063,230	70	58,046	0.10	5,805
	10年	F度		933,608	19	49,137		
多	1 1年	F度		1,387,445	19	73,023		
多伎	1 2年	F度		820,677	21	39,080		
囲丁	13年	F度		873,227	22	39,692		
	14年	F度		812,000	21	38,667		
	ᆒ		1,278	4,826,957	102	47,323	0.11	5,206
	10年	F度		2,306,555	25	92,262		
湖	1 1년			2,069,068	28	73,895		
陵	1 2年	F度		1,773,362	27	65,680		
町	13年	F度		1,956,491	23	85,065		
	1 4年	F度		1,950,323	26	75,012		
	訕		1,711	10,055,799	129	77,952	0.14	10,913
	10年	F度						
大	1 1年	F度						
大社	1 2年							
町	1 3年							
	14年	F度						
	詀	-	4,835				0	0
合		計	52,661	178,322,663	2,312	77,129	4.40	597,176

^(1)父子家庭の推計世帯数は、斐川町・大社町の実績割合を各市町の総世帯数に乗じて算出。 斐川町7,134世帯・大社町4,835世帯。合計11,969世帯で対象となる父子家庭は、1世帯

⁽²⁾父子家庭の推計医療費助成は、推計世帯数に母子の1人当り助成額を乗じて算出 と大社町は実績)

住民 福祉專門部会 福祉分科会 1-1

住民 福祉專門部会 福祉分科会 1-2

目 高齢者福祉事業	上に統一し、永年婚 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新市において調整することとし 温泉の無料開放サービスなどの実施を検催について、新市において検討する。 継ぐ。 幹型・地域型の機能は現行のとお)新市に引き継ぐ。	+ + + + + +	記録の共全の合	1 敬老記念事業 記念品贈呈の対象者は、満年齢 を基準とした喜寿・米寿 400 歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品 の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。 式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散して の開催について、新市において検討する。
協議細	世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新770検討する。 3行のとお/新市に引き継ぐ。		大 社 町	1 敬老記念事業 D (放金者】 75 歳以上の高齢者 C (式典】 弘賀方法】 式典(寿詞・祝品贈呈)、アトラケション開催。 75 歳以上の高齢者に記念品を贈呈。最高齢者、100 歳以上、 寿、米寿、喜寿に寿詞 祝品を贈呈。
高齢者福祉関係 その 1)の取扱い	t喜寿・米寿・100 歳以 かないが、分散しての開 げのとおり新市に引き 各市町が行ってきた基	現	屋 整	1 敬を記念事業 (対象者) 70 歳以上の高齢者 に典】 敬をの日 9月15日に開催 (記典方法) 以東以上の高齢者に記念品を贈呈。最高齢者、100歳以上、 米寿、金婚に祝品を贈呈。 [14 年度予算額】1,262,000 円
協議項目 日各種事務事業 高齢者福祉関	1. 敬老記念事業については、次のとおりとする記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準としまする。 計 整 の 方 針 式典については、新市で統一した開催は行れて、一部教育生活福祉センター事業については、現る方式を表現を表現を表現である。 2. 高齢者生活福祉センター事業については、現るで表しては、現るで表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表		砂 依	1 敬を記念事業 1 敬を記念事業 75 歳以上の高齢者 (かぞえ年) 平成 14 年度対象者 645 人 武典】 敬をの日 9月15日に開催 3会場で実施 (4年に1回は1会場で実施) 駅質方法】 式典で記念品贈呈 75 歳以上(1品約 8,000円) 95 歳以上(1品約 8,000円) 95 歳以上については敬老会以前に町長が自宅訪問にて贈呈。 アトラクション 婦人会委託。委託料 180,000円) 昼食(件当、酒 角 り。

住民 福祉專門部会 福祉分科会 2-1

	以上に統一し、永年婚 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新市において調整することとし 温泉の無料開放サービスなどの実施を検開催について、新市において検討する。 き継 (3 基幹型・地域型の機能は現行のとお)所市に引き継く。		佐 田 町	2 高齢者生活福祉センター事業
細目	ては、新市に		町	
協議	を額等につい	況		
-	記念品 \$\circ\$\$ \$\circ\$\$\$		II	楽
	c喜寿・米寿 400 歳以上に統一し、永年婚 三世代同居は対象外とする 記ないが、分散しての開催について、新市において検討する。行のとおり新市に引き継ぐ。各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。		#K	2 高齢者生活福祉 センター事業なし
	K年婚 三世代 f市において検			2 Z
	上に統一 し え 単について 第 軽 で。 幹型 地域型		Æ	
	・米寿 400 歳以. が、分散しての開船 とおり新市に引き終 町が行ってきた基		Ш	₩K 冊·
取扱い	· る ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	現	7	福祉 センター
高齢者福祉関係その1)の取扱い	次のとおりとす		出	2
各種事務事業 傐齡者福祉誾	 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿 400 歳以上に統一し、永年婚 三世代同居は 討する。 式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり 		七	
B	仲		ጕ	 乗 乗
議項	9 方		11	工 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
協	調			2 高齢者生活福祉 センタなし

出票地区合併協議会の調整方針

住民 福祉專門部会 福祉分科会

高齢者福祉事業	以上に統一し、永年婚 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新市において調整することとし 温泉の無料開放サービスなどの実施を検 開催について、新市において検討する。 き継ぐ。 基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。	*	KI 61	2 高齢者生活福祉センター事業現行のとおり新市に引き継ぐ。
開開	ま、新市に			
議 4	21102 豊		町	
斑	日の金額等			≱帐
(高齢者福祉関係その1)の取扱い	-喜寿・米寿 100 歳 はいが、分散しての 行のとおり新市に引 各市町が行ってきた	現	町	2 高齢者生活福祉センター事業 なし なし なし なし は
各種事務事業 偏齡者福祉]	 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした 討する。 式典については、新市で統一した開催は行わ こ、高齢者生活福祉センター事業については、現 3. 在宅介護支援センター運営事業については、現 3. 在宅介護支援センター運営事業については、現		町	
ш	梅		伎	
酒	6 式		DA	2 高齢者生活福祉 センター事業なし
쐝	翻		AIAI	機 左 打
超	HC 411C			7 な 肥 J

住民 福祉專門部会 福祉分科会 3-1

1 1 1 1	· 克耳()、) 1 芝田 - 1 里 克	1	+
1562	(高齢者福祉関係その1)の収扱い	協議、組員	
1. 敬老記念事業記念事業記念品書	敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿 400 歳以上に統一し 永年婚	上に統一し、永年婚 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新市において調整することとし 温泉の無料開放サーピスなどの実施を検	おいて調整 することとし、温泉の無料開放 サービスなどの実施を検
調整の方針割する。			
	式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。 ききチャギ 活っ サンカー 電光 トン・アキー おんん トセ・ベキャッ	おいて検討する。	
	同断目エル価値、とノアー事業については、%11のCのプポルに対した。。。 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。	は現行のとお「斯市に引き継ぐ。	
	現	況	
中	中 田 ホ	一 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	佐 田 町
3 在宅介護支援センター運営事業 関施主体 】 出雲市	3 在宅介護支援センター運営事業 実施主体】 平田市	3 在宅介護支援 センター運営事業 【実施主体】 基幹型 斐川町 地域型 斐川サンホーム・なのはな園	3 在宅介護支援 センター運営事業 事業主体】 佐田町 (管理運営は佐田町社会福祉協議会に委託)
施設数】 基幹型 1か所 (福祉推進課内に設置) 地域型 5か所 (社会福祉法人に委託。清流圏 ひまわり圏 ニことぶき圏・みどりの郷出雲 もくも 徳)	施設数】 1(基幹型+地域型)財団法人平田市介護公社へ委託 :わり圏 第	Dbb数】 基幹型 17所 地域型 27所	師設数・内容】 地域型支援センター1か所 2名の職員が高齢者 障害者等の生活相談や介護予防事業、 ケアプラン担当者会議などを実施している。
14年度予算額】 23,390 千円 (地域型への委託料)	【4年度予算額】 20,199 千円 (委託料)	【4 年度予算】 基幹型 19,197,000 円 地域型 2 ヶ所で 8,347,000 円	【1 年度予算額】 委託料 8,988,000 円 (うち国庫補助事業部分 4,314,000 円)

住民 福祉專門部会 福祉分科会 3-2

議細目高齢者福祉事業	上に統一し、永年婚 - 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等については、新市において調整することとし 温泉の無料開放サービスなどの実施を検			1	間隔の具体のこの中	3 在宅介護支援 センター運営事業 各市町 が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新 市に引き継く。				
韓姆	、永年婚 三世代同居は対象外とする 記念品の金額等に	新市において検討する。	型の機能は現行のとお「新市に引き継ぐ。	況	大社	3 在宅介護支援センター運営事業 度施主体】 基幹型 大社町 地域型 大社町社会福祉協議会へ委託	施設数】 基幹型 1箇所 地域型 1箇所 (社協へ委託)	【14年度予算額】 基幹型 10,851 千円 地域型 6,283 千円		
事業 (高齢者福祉関係その1)の取扱い	記念事業については、次のとおりとする 品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿 100 歳以	式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。	現	田 凝 競	3 在宅介護支援センター運営事業 実施主体 】 (社福) J A V でも福祉会	随設数】 地域型 1か所	【14年度予算額】 4,172,000 円		
協議項目各種事務事業	1. 敬老記 記念品 調 数 6 た st 討する。	選 O 7 重 2.	3. 在宅介		多	3 在宅介護支援センター運営事業 実施主体 】 社会福祉法人多伎の郷に委託	施設数】 地域型 1か所 職員数 4名	【4 年度予算額】 8,306,000 円		

在宅介護支援センターの機能

出版 基本 基本 基本

住民にとって身近な介護相談場所

地域型センターの役割 在宅介護に関する相談窓口 市町村への申請代行 介護保険以外の保健福祉サービス調整 地域独自の介護予防活動の実施

基幹型センターの役割 地域型センターの統括 保健福祉サービスの情報集約、情報提供 ケアマネジャー (介護支援専門員) の支援 市町村全域を対象とする介護予防活動実施 市町村全域において介護支援機能が充実 するよ子統括

地域型

地域型

佐業専門部会 震杯水産分科会 1-1 地域豊業 マスタープラン	** 、		本町の農業は、少量多品種、限定された農地面積に大き 佐右 され、他市町 の大規模農地で展開される農業とはスタイルが 大きく異なっている合併によるスケールメリットを引き出したいが、奨励作物 も生産量 が少量 であり 大規模生産地 との連携を図りながら実施する程のメリットは少ない。また、本町は畜産による農業粗生産額 が高く、農業振興の中で畜産振興 が大きなウエイトを占めている。	
中	新市において、平成	民	本町の農業は、大区画圃場をはじめ基盤整備率 98%の生産基盤を背景に、米・麦・六豆・飼料用作物の団地化、高度化を図るとともに、産地指定作目(たまねぎ、キャベツ)等特産作物の振興、施設野菜、施設果樹、花卉・ランた生産振興に加え認定農業者や集落営農組織、農業法人をはじめとした多様な担い手の育成を図るため、各種支援策を含めた総合的対策を進めつつある。これら本町の農業振興に関わる基本方向については、美川町農業基本構想(アグリブラン21)に基づかれており、地域農業マスターブランの中で具体的経営指標)のの円間以内認定農業者 目標 7グリブラン21)に基づかれており、地域農業マスターブランの中で異体的経営指標)が高されている。 1年4 現状2 1月標 1日標 130 現状12 2分様な担い手 目標 200 研閲以内認定 1月標 1日標 130 現状12 2分様な担い手 目標 20 現状2 1月標を 1日標を 1日標を 1日標を 1日標を 1日標を 1日標を 1日標を 1日	
1. 好品的	ランは、16年度までのブランであり、平成。	現	# 世 田 市 市 市	
会議 (会社別係) (日本日)	14年300年来 14年3日の現行 実情や特色を		では、	
	整の方針		監告・生産対策の基本方針〕 農地集約利用推進会議により農地の利用調整、農地集約利用推進会議により農地の高い作物の団地化を図る。 ぶどう、青ねぎ、菊等 7品目を特産重点振興作物 と 以 産地づくりを推進する。 認定農業者の経営改善、法人化、集落営農の組織 化を推進し、担い手を育成・確保する。 住要作目〕 水稲、麦(そば)、ぶどう、梨、青ねぎ、いちご、メロン、 きゅう以 アスパラガス、菊、シクラメン、肉用牛、乳用牛	関係条例】

出雲地冈合年協議会の調整方針

各市町ごとに抱えている問題、地域の実情や特色が異なるので、特産振興作物や農業振興施策に違いがある。まず、これらを整理し、新たなマスタープランを策定する必要がある。その際には、地域の実情や特色を考慮しながら、合併メリットスケールメリットを明確にした将来の可能性、夢を描くことが重要である。また、総合的な農業振興を図るための体制の強化、再整備が欠かせない。 現時点では、当該事業は、平成16年度限りとなっていることから、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市において、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。 新市 の地域農業 マスタープランを地域 唙 農林水産分科会 图 铝 # ≕ 産業専門部会 地域農業 マスタープラン 6 树 成17年3月末までに、 黑 展本方針〕 集落営農や認定農業者等の担い手育成、農地の流 な動化や農作業の受委託推進 農業生産基盤の整備を促進し、生産性を向上 特産品目の振興を図るため、ハイテク技術の導入によ リ、コスト低減、高商品化を目指す。 農業集落排水、道路等農村環境整備 観光とタイアップした観光農業の検討 Ш 바 新市において、 监 宣 年活動計画を作成 灩 ぶどうの再構築 平成 11年度に基本計画を策定 ぶどう団地化計画の推進 改植事業の推進 碦 度以降事業が延長される場合には、 社 伸 作成 |域農業マスタ ²成12年度作 振興作物 那. 成17年 咒 16年度までのプランであり、平 崫 目標 7 1ha 現状 6 9ha 溱 水稲 ぶどう・かんしょ・しいたけ・青ねぎ 目標16 現状11 目標2 現状0 手 目標4 現状2 所得 450万円 2000労働時間 認定農業者 目標16 現状11 農業法人 目標2 現状0 多様な担い手 目標4 現状2 女性農業者 委員数 目標3 現状0 起業数 目標5 現状4 高齢者グループ 目標3 現状1 体的な経営 陵 担い手への集積 5町の現行の地域農業マスタープランは、 霚 $\overline{\Box}$ の実情や特色を考慮しなが5策定する。 住要作目 (農林関係)の取扱の 弫 水田については、連坦する耕地が狭く、畦畔が多い。また、水利も細かく分かれており、担い手への集積ができないため、認定農家、集落営農法人等の育成が困難である。 各種事務事業 宣 水稲、いちじへ ぶどう 乳用牛、繁殖牛 3年 400万円程度] 200時間 伎 Ш 犂 ターブランの指標 午 严 6 PP (ススタープ: 所得 , 労働時間 住要作物等 灩 树 瑶 膃

	在美事門部会,農林水産分科会。 1-3	協議項目 各種事務事業 農林関係)の取扱い 協議組 開 地域農業マスターブラン	2市5町の現行の地域農業マスタープランは、16年度までのプランであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市において、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域 調整の方針 の実情や特色を考慮しなが5策定する。	現 現 別	国の 経営対策体制整備推進事業」により、市町村は、経営・生産対策に係る施策の実施に当たり、地域における関係者間の合意形成に基づき、計画的な事業導入が図られるよう 平成 16年度を目標年次と する中期的な経営、生産対策ピジョン及び年度活動計画 を内容とする地域農業マスタープランを策定することとなっている 地域農業マスタープランの具体化のために導入される国庫補助事業の対象となる地域は、原則として地域農業マスタープランを策定した市町村の区域内に限られる。 地域農業マスタープランには、次に掲げる事項を定めなければならない。	1. 経営 生産対策実施方針
--	---------------------	--	---	-------------	---	----------------

2 - 1						
産業専門部会 農林水産分科会	地域農業推進体制				佐田町農林改良協議会】 佐田町水田農業推進協議会】 「中山間地域直接支払推進委員会】がある。	
	協議細目		況	機 II III	DYリブラン2 1推進会議】 可議会、町農業委員会、県農林振興センター、JA 土地 改良区、町農業公社、生産部会、農業振 園区、学識経験者、町で構成	
	即扱い	農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。	現	Æ	他域農業支援 センターの専門委員会 (委員会数 5、 地域農業支援 センターの専門委員会 (委員会数 5、 世地域農業支援 センターの専門委員会 (委員会数 5、 土地 名)が経営・生産対策推進会議 (マスターブラン協議会)を担っている。 農業者 (マスターブラン協議会)を担っている。 は、 農業者 (マスターブラン協議会)を担い、 地域農業支援 センター費 4,650 千円 (内、地区振興会議運営費 1,450 千円、外は事務局 事務局長 1名、事務局員 2名 (内、1名は 14、 本を図 事務	
	協議頂目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い	調整の方針 地域特性を踏まえ、農協単位		中 聯 用	業経首協議会	関係条例】

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-2	地域農業推進体制		3 年 3 年 日 3 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年	間隔の本字号の中	合市町は、それぞれの考えで地域農業を推進する体制 をつくっているが、新市では少なくとも農協単位で推進体 制を統一する必要がある。 また、その体制を支える実務組織・事務局を確立してい る市町もあれば、そうでない市町もある。 地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進 体制を確立する。	
	協議細目			社町	或農業支援センタープランの策定と推進を行っている。 あ。 構成機関は、町・農業委員会・農林振興センター JA.1ずも・土地改良区	
		88			地域農業支援センタープ 地域農業マスタープ る。 構成機関は、町・農業 JAN・ずも・土地改良区	
		推進体制 を確立す	況	ED .	会議】 馬振センタ-課長、農業委員、 古長	
	の取扱い	まえ、農協単位で、新市の地域農業	現	斑	胡陵町経営・生産対策推進会議 会議構成員は、町長・農振むいずも農協湖陵中央支店長 いずも農協湖陵中央支店長	
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	新市において地域特性を踏まえ、		m m	8 伎町経営・生産対策調整会議】 町・農協・農業委員・営農組合長が一体となり実施	
	Ш	神		伎	(A) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
	直通	0 方		AA	· 中国	
	協議	龗			80 四 · · ·	
		7112			NIG.	

斚 八 粼 鼎 6 **۱۱** 飜 槟 年 **∜**□ \times 뷮 嶋 丑

		産業専門	産業専門部会 農林水産分科会	3 - 1	
	1	1			

に来ずしかな	:遵守するとともに 除外基準の明確化を図る。 斐川町農協等 2市 5町の現在の構成を踏まえて構成する。		佐 田 町	昭和 4 7年 1 2月 1日策定 3月 と9月の年 2回申請受付	本町の農用地は神戸川とその支流沿いに集中しているが、除外の申し出があれば、除外 4要件に照らし合わせ周囲の農地への影響が少なければ基本的には除外を認めることとしている	申請案件 を担当課 で整理・調査の上、農業委員会・農協・森林組合へ協議している。
協議細目無業物	の変更に基づき、速やかに策定する。 3条に定める要件及び、農業振興地域制度に関するガイドライン」を遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。 1.1ヶ月間とする。 構成は、議会議員・農業委員・土地改良区 森林組合・1/ずも農協・斐川町農協等 2市 5町の現在の構成を踏まえ	"""		昭和 4 7年 8月 3 1日策定 8月 2 1日策定 5月 と1 0月の年 2回申請受付 3	農業振興地域の整備に関する法律第13条に規定する除外の4要件及び農業振興地域制度に関するしガイドラインを踏まえ、町の農業振興計画との整合でありながら、厳格に個別事例ごとに判断する。判断における特徴的事項は以下のとおり当町の農用地区域は広く、基盤整備事業も多〈導入し、1種農地が大半を占めるため、除外4要件を事例ごとに厳格に判断し、農地の団地代等の妨げにならないようまた、周辺農地に影響がないように除外を認めている。	年 2回の申請内容を県農林振興センター農業振興 申課、町農林振興課、農業委員会事務局、土地改良 会 医で事前審査を行い、町農業振興地域整備促進協議会に諮問し、意見をふまえ決定する。 町農業振興地域整備促進協議会の構成 農業委員会(農地部 10名)・農協・土地改良区 町側役、関係課長)・斐川町農業公社
	本方針 (律第1 7 7 7 8 9 画	現	田 井	昭和 4 7年 8月 3 1日策定 4月と1 0月 の年 2回申請受付	農業振興地域の整備に関する法律第13条に規程する除外の4つの要件を満たせば基本的に除外を認めている。(島根県との事前協議あり)	農業振興地域整備促進協議会 は、地域農業支援センターの専門委員会である土地利用委員会 (委員数 10 名)が担っている。
目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い	農業振興地域整備計画 は、合併後に予想される県の基・ 農振除外については、農業振興地域の整備に関する法 除外申請受付は、年 2回、2月と8月とし、受付期間は、 新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し		明明	昭和49年3月6日策定 2月と8月の年2回申請受付 申請件数 .約230件 除外面積 .約29na	平成 11年農業振興地域の整備に関する法律の改正により、基準の法定化が図られており、第13条に定める4つの要件及びその運用に当たっての技術的助言である。開業振興地域制度に関するガイドライン」を遵守する。原則農振除外を不可とする具体的基準は、次のとおり・8h以上の集団的農用地内にあるもの・申請地の3方が農用地と接しているものに義)を可性を妨げる・集団的農用地の境別は、通作に支障となる道路・鉄道等の施設及び河川・がけ地等の地形とする。	農業振興地域整備促進協議会 に諮問 し、市長が決定 定 委員数:20人 議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、い ずも農協、商工会議所、農政会議、生産者等で構 成
協議項	贈 露 の 元		道	策定年月日 昭 農振除外の 2/1 申請受付 日	除方外 外の 外	推進体制

斚 八 鬶 靐 6 **∜**¤ 飜 槟 年 **∜**□ \times 뷮 嶋 丑

也域整備計 画	除外基準の明確化を図る。 5町の現在の構成を踏まえて構成する。	祖				
協議細目 農業振興地域整備	に関するガイドライン」を遵守するとともに 森林組合 いげも農協 斐川町農協等 2市		大 社 町	昭和46年9月28日策定 農業振興地域面積 2,611ha う5農用地区域面積 440ha	5月に年 1回申請受付 1月除外 除外件数 30 件前後 除外面積 約 1 0 , 0 0 0㎡	限られた平坦地を有効に、かつ秩序をもって活用するため平成11年度に重点地域を選定し、厳格に守っていく他域(過去に事業導入し、集団性の保たれている農地)とそれ以外の地域に区分し対応している。
	れる県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。 引に関する法律第13条に定める要件及び、農業振興地域制度 寸期間は、それぞれ1ヶ月間とする。 きを設立し、委員構成は、議会議員・農業委員・土地改良区	況	五	昭和 4 7年 3月 3 1日策定 最終計画変更平成 13年 3月 3 1日 農用地区域面積 2 2 ha うち基盤整備済 10 5ha	年 1~ 2回申請受付	本町の農用地は、他市町に比べて少な、従って、戸 当りの農地面積も少ない。その中で、農用地区域のう ち、大部分の田では、県営画場整備が終わっており、 基本的には転用(除外)を認めない「方針である。また、 畑は同じような状況であるが、補助金の投入された農 地は少ないため、周囲の農地への影響が少なければ 基本的には除外を認めることとしている。
目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い	農業振興地域整備計画 は、合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかい 農振除外については、 農業振興地域の整備に関する法律第 1 3条に定める要件及び		伎 町	48年7月3日地域指定 53年7月5日特別管理による変更	原則年 1回	法第13条第2頃に基づき判断 集団性、周辺農地への影響が無い場合除外を認めて いる。
協議項	調整の方		直 直	第定年月日 昭和 昭和	農振除外の原用申請受付申請受付	条 か の か の か の ま か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か

出雲地区合併協議会事務局

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-3

産業専門部会 農林水産分科会 3-4

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
協 議 頂 目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い	協議 細 目 農業振興地域整備計画
現	況
農業振興地域の整備に関する法律(昭和4年7月1日法律第58号)が) (中間) (作用 対の 完め 名農 業振園 神 体数 横計画)
(いか) (おおり) (おおり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (punniのたのの映来が決ってみまましま) !//条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
1土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。	農用地等として利用すべき土地の区域(以下、農用地区域」という)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
信義振興地域の整備の原則) 二の二第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自 三 農業然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする	の二・農用地等の保全に関する事項 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力によ)相互に 独力しアストコの数を今か、小町する電面
	カラゴールでは、アイドのでは、アイドラを手持 農業が近代化のための施設の整備に関する事項 - 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 - 農業公担うべき者の首は及び確保のための施設の整備に関する事項 - 農業公共のかなおお来来の「第二階十2章1674 開業があった。
T R R T T T T T T T	展業ル争有の文左的な熟実の化造に割りる事項で、展業経営の恐候の沈へ及び最相地等文は最相地等ですることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 無業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事
型 4	
(農業振) 第一十条	農業振興地域整備計画の基準) 第十条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四条第三項に規定する計画との調和が
三 その他農業振興地域の整備に際 LstJ 鷹すべき重要事項 保たれた 13~4 略 に農業の	保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の目然的経済的社会的諸条件 を考慮して、当該農業振興地域において総合的 に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。
2 市町	市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。 まずはかはならない。 まず社のでみる豊米に腐地は数准社画の3大豊田地和田社画は、当な豊米に腐地は中でも2豊田地空でが4曽田地等です
΄	の場合の表表で表現では、「「「「「「「「」」」のことでは、「「」」のできます。「「」」のできませた。「「」」のできませた。「「」」のことが関連しているのでは、「「」」のできませた。「「」」のできませた。「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」
郡垣が宗刈事 l3、奉本行訂 lc 基ノ式 以今(たのるCころlcよソ ヨ장郡垣が県 lcのける辰業旅興地域の打走及 θ辰業 域整備計画 の策定に関し農業振興地域整備基本方針 を定めるものとする。	安 仏附及において房林 小生自守 てたのる叁 牛に近い区分 9 る房業 上の用述を指走 して、ためるものではけんはなら
2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする 一 農用地等の確保に関する事項 二 土地	集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの 土地改良法 昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業
(とを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 げる事項に関する基本的な事項	非水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省今で定めるものの施行に係る区域内にある
農業生産の基盤の整備及び開発 書出社会のも今	前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地第二号を第四日に指げる土地に解妆すっての
展用地等の採主 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進	第三宗邦凶号に14617 Sエ地(、以今(なのS城侯以上の400 X IA第一号及り第二号に14617 Sエ地に降接 9 Sもの 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域 における地域の特性に即した
黒業の近代化のための施設の整備 農業の ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 4 前頃の	農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である <i>は</i> 認められる土地 前頃の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地
ハに掲げる事項 と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備 5	その他政令で定める土地は含まれないものとする 農業振興地域整備計画 のうち第八条第二項第六号 に掲げる事項 に係るものは、同号 に規定する施設 がその整備の目的 に
	即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

目 農業振興地域整備計画		
開		
繼	況	
項 目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い	現	第十三条 都道府契(は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更者しく(は農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の程定による最初語の発展によりび上投済事情の変更の信義の推移したりのであるところにより、

産業専門部会 農林水産分科会 4-1 農地の集積 流動化事業		市が積極的に施策を展開する。			佐 田 町		農地の利用集積は、農業委員会の農地流動化推 進委員の皆さんにより推進を図っていただいている。町全体としては、全体的な流動化基本構想 の ようなものが無いため、地区内、集落内等で集積が 図られている。また、担い手の不足により流動化が 進まない実態がある。 G LS等は、農地だけでなく全体的に網羅できるシス テムを検討中であるが、高額なこと、合併後の他市 町とのシステム互換性について十分検討していく必 要がある。
協議細		員会との連携を強化しながら流動化が進むよう 市が積極		民		利用集積目標基本構想 において、農地集積率 56%(1,320ha) を目標に設定 流動化指針 担い手不足、高齢化の中で、効率的な農業経営と農地の保全を図るうえで、地域における担い手の 明確化、農地のゾーニング・ブロック化を進め、効率的な集積を図っていくまた、農業公社の農地保有合理化事業の活用により、担い手への集積の拡大、利用権の再調整等を行っていく 大、利用権の再調整等を行っていく 中方で新たな米政策改革大綱に関する担い手要件が示されたことを含め、現在への斐川町地域農業再生ブランを各振興区(地域)に示し、担い手集積地域、集落営農地域等の明確化に向け全地域での話合いを進めている。	斐川町農林事務局の中に農地流動化対策円滑化 ブロジェクトチーム(町・JA・農業公社・農業委員 会・土地改良区、事務局・町 Pを置き、事業連携計 画を策定し、農地派動化の調整を図っている。 具体的には、平成 6年設立の(財)斐川町農業公社により、農地保有合理化法人として農地相談、 農地保有合理化事業による 賃貸借の設定、農地の売買を進めている。また、農 業委員又は農業振興区長が地域の農地の相談を 受け、情報収集と農地流動化のあっせん調整を行 ない、農業公社の保有合理化事業との連携を図っ ている。
		また、農業委	:な制度を定める。		市市田	利用集積目標 基本構想 において 目標に設定 流動化指針 流動化指針 担い手不足、高齢 機地の保全を図る 開確化、農地のゾ 率的な集積を図つ、 本のな集積を図つ、 有合理化事業の活 大、利用権の再調 十方で新たな米政 件が示されたことを 業再生プランを各 養神域、集落営農 での話合いを監修	0母体である市、農業委員 2년 が相互に情報交換を行 している。 7一の専門委員会である担 (8 名)が担っている。また、 5情報の収集と連絡調整に
(農林関係)の取扱い	し基本方針を定める。	推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。	助金 については、国や県の動向を踏まえ新た	诅		的 かつ安定的な農 認定農業者及び担い手への集積在している農地を面	() A で構成する農 地域農業支援センター (会、) A I J も平田中央支
頂 目 各種事務事業	調211年3年4	の方針	農地流動化奨励補助金		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	が化 認定農業者 や集落営農等効率的 かつ安定的な農業経営に対して農地を集積する。 また、再調整することにより、点在している農地を面的に集約する。 シェアの目標 50%	が化 平成 14年 4月 市、農業委員会、JA で構成する農 地集約利用推進会議 を設置 (事務局:農林振興課) 農協支店ごとに農業委員 や農業者等で構成する農地集約推進グルーブを16地区に設置(地区事務局:農協各支店) 農地利用集積、利用調整点在する農地の担い手への面的集積 水稲 特産の団地(・農作業の受委託 農作業の共同化・機械の共同利用を推進 農作業の共同化・機械の共同利用を推進
協議		調			道	農地流動化 基本方針 大分針	農地流動 推 住 本制

出票地区合併協議会の調整方針

1						
1					田	
される。 おおい ないび 大人 はいかん はいかん はいかん はんしょう はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく しょく はんしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	X 50 (1891) X X	農業委員会との連携を強化しながら流動化が進むよう 市が積極的に施策を展開する。			佐田	単独事業では該当なし
	<u> </u>	責極的に				
ш	I	ろ市が利			田	
77		「踊むよ				
協議		5流動化力		況	II	ے
		こしながら				談 画 な
		携を強化			#X	単独事業では該当な
		会との連				要
		農業茶員			七	市の補助基準は、がんばる島根の横出し補助となっている。 対象農地 利用権設定した田(新規、再設定) 交付対象者 認定農業者 中山間地域等において経営面積 Tha以上の農業 者 補助金額 前規 6~10年 12,000~15,000円/10a 10年以上 20,000~30,000円/10a 再設定 6~10年 9,000~12,000円/10a 同年以上 16,000~20,000円/10a 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9
			.ø 2°		, <u> </u>	の横出し (主) (15,000 (2,000円) (1
		整を図る	制度を定		_	3. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.
		-8中で調	え新たな		田	ま、がん1 た田(新) た田(新) ド以上の ドロ 20 12 12 12 12 13 14 15 15
		を再編す	向を踏ま	爼	計	カの補助基準は、がん つている。 対象農地 利用権設定 した田 (新 窓に開業者 経ご面積 3ha 以上の 中山間地域等 におい 者
		t進体制	や県の動			市っ対交 補新 再のし象利付認経中者助規 設度に換けの記録中者助規 設定機の実権対定管山 名 足種名集権対定管山 名
1719年	定める。	推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。また、	農地流動化奨励補助金 については、国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。			
名種事務事業 (農林関係)の取扱[)	ロセチがチェ(投 正常が グルボだい) 新市において調整し基本方針 を定める。	新市の地	こうい		七	田 梅子
(農林屋	調整し基門), 17 LL	逐加補助金			新規利用権設定Uた田
事務事業	71191	体制にい	流動化奨		岬	親利田権 経済 大学 大学 大学 大学 大学 大学 国籍 を は 10,0 一日 10,0 一日 10,0 11 日本 15,0 12,0 12,0 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14
各	1 操	世	農地		11	対象無地 新規利用権設定 Uた田 数定農業者及び認定就農者 農業経営面積が田 3h 以上の者 中山間地域等において利用権の設定を行 った農業経営面積が田 1h 以上の者 ・ 10年 10,000円/10a (中山間地域等 11,000円/10a) 10年以上 15,00円/10a 中山間地域等 7,00円/10a 中山間地域等 7,00円/10a
		石				な な な な な な な な な な な な な な な な な な な
里里		6			ш	
韓		調整			道目	悪 思 高 聞 聞 思

					産業専門部会 農林水産分科会 4-3
協議」	項目	各種事務事業 (農林関係)の取扱い		協議細目	農地の集積・流動化事業
		新市において調整し基本方針を定める。			
調整の	方 針	推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で	調整を図る。また、農	業委員会との連携を強化しながら流動化が進むよう 市が積極的	市が積極的に施策を展開する。
		農地流動化奨励補助金 については、国や	国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。		
		当	況		3. 子子子 四 子 年 四 月 解 异
	AA	5 伎 町	五一级	量	間報の共本的心中
農地流動化 基本方針	シェフの目 認に 連ば 大 困難 で と は が を 数 に 数 は が は に が は は に が が は が が が が が が が が が	シェアの目標35%認定農業者や集落営農組織への集積連担した耕地面積が少なく担い手を多く作ることが困難で集積が進まない。	あっせん要請があれば担い手へ集積する。	農地の利用集積は、農業委員会及び、JA いずも大 社中央支店が窓口となっている。流動化の基本構 想としては認定農業者、担い手に集積を行うこととし ているが、具体的な方策はなく、結果的に市場原理 に委ねた形となっている。このため集積される土地 については耕作条件の良い土地に限られ、条件の 悪い土地については荒廃が進んでいる。今後の対 策については農業委員会で調査、検討している。	市町ごとに推進組織や体制、推進施策(農地流動 化補助金等)、さらに農地データの管理方法、農業 地理情報システムの導入状況等が異なっているの で、市町間の調整を図る必要がある。 耕作条件の良い平坦部農地を中心に考えるだけで な、条件が悪い中山間地域農地の荒廃をいかに 防止していくが発明にすることが重要である。 また、斐川町にのみ農業公社が設立されており、合 併後どのように位置づけ、どのように活用していく
農地流動化 推進体制	鵬業委員、 をしている。 く しかも割め、この調動 の可点技術 出ない現状	農業委員、営農集団の代表が中心になり取り組みをしている。担い手より、農地の出してが圧倒的に多く、しかも耕作条件の悪い農地が大部分であるため、この調整活動には限界がある。具体的には農家の育成支援事業と併用して取り組みしないと効果が出ない現状にある。	農地銀行活動により、農業委員を農地流動化推進員として委嘱し、農地の貸借や売買及び遊休農地の解消などの掘り起こし活動を担っている。 41 策績 3、ha H1 殊累計 66.5ha 農地流動化対策円滑化 プロジェクトチーム 構成員 1A、農業委員会 土地改良区	総合的な推進体制はない。 農地の利用集積の窓口 農業委員会及びJAいずも大社中央支店 推進委員 農業委員	ル。 基本方針 新市において調整し基本方針を定める。 推進体制 新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を 図る。 農業委員会 との連携を強化しなが5流動化が進 農業委員会 との連携を強化しなが5流動化が進 関よう 市が積極的に施策を展開する。 奨励補助金 国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。
農地 阿 斯 明 金 金 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	いちじ 〈植栽時貸 付奨励、 借貸 付奨 励、 借	ちじ〈植栽時 貸付奨励、借地料助成	独自制度なし	該当なし	

5 - 1						
E 分科会				亩		
産業専門部会 農林水産分科会	農業経営基盤強化促進基本構想				農業経営対策推進事業 H13 200千円	
	日 瞬 議 畑		況	HJ	基本構想の制定 島根県農業経営基盤強化促進基本方針 にもとづき 農業経営基盤強化促進法第 6条による 受川町農業 経営基盤の強化に関する基本的構想 1を平成 6年 3 月に制定。平成 12 年 3月の県の基本方針見直 しにと もない、平成 14 年 7月 構想の変更を行う。 基本構想の概要 町の農業の将来を担う認定農業者等農業経営体に 対し、今後10年間において育成すべき農業経営の基盤を 強化するための対策を総合的・集中的に実施する。 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体等に対 する農用地の利用集積に関する目標 年間労働時間:2000時間以内 農用地の利用集積に関する目標 日標年次:平成 20年 中間所得:500万円以上 年間労働時間:2000時間以内 農工学の目標:500万円以上 年間労働時間:2000時間以内 農工学の目標:500万円以上 無難整営体の育成目標 認定農業者:7.経営体 組織経営体、4経営体 無確総営体、4経営体 集落営農組織:3.0組織 集落営農組織:3.0組織	
				黑	基本構想の制定 島板県農業経営基盤強化 農業経営基盤の強化に関す。 日に制定。平成 12 年3月 もない、平成 14 年7月 構 基本構想の概要 可の農業の将来を担う 対し、今後10 年間におい する書用地の集積目標も 時間所得、500万日以上 年間所得、500万日以上 中間所得、500万日以上 無難経営時間。5000万日以上 無業経営体の育成日域上 農業経営体の育成日域上 農業経営体の育成日域上 総定標業者、75%(1,3 組織経営体、420(1,3 無整管体の育成日標 設定機整体の育成日標 設定機整体の育成日標 製定機整体の育成日標 製定機整体の高域	
	の取扱い	新市の基本構想を策定する。	現	中 田 歩	担13年度実績 17組織 17組織 17組織	
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定		Æ	展本構想の概要〕 経営の改善を進める認定農業者に対し、国庫及び県補 助事業、農地の利用集積、低利融資など諸施策を重点 的・集中的に実施する。	
	項目	5 5 針		暈	(要) (要) (種のも認定農業 (施する。 (海する。 (海なり、法人組 (強整備や農地) (強整備や農地) (強性は、13営農組合 (化の推進は、13営農組合 (化の推進は、17を中心に行う。	
	協議	響響		詽	展本構想の概要〕 経営の改善を進める認別 助事業、農地の利用集利 的・集中的に実施する。 呼成 2 0年の目標数〕 2 8 0経営体 (個別認定農業者 2 6 0 無難整備状 (個別認定農業者 2 6 0 上針でを図る集落営農を担し 主落一農場一経営の 無落営農組織化の推進 集落営農組織化の推進 無落営農組織化の推進 約推進ブルーブを中心に	関係条例】

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5-2	農業経営基盤強化促進基本構想		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	開報の兵争 52 中	県では、市町村の合併を受け、農業経営基盤強化促進 基本方針の変更を行うことになっている。 県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。	
	協議細目			大 社 町	[基本構想の概要] 効率的、安定的な農業経営体を育成する。 目標年次 平成 20年 年間所得 500万円以上 年間労働時間 2000時間以内 (諸、方生産組合、農業青年会議、施設野菜部会及 び酪農部会の代表者、出雲農林総合センターの協力により推進する。 [認定農業業者及び担い手への集積] 農地利用目標 農地の45% [経営体目標] 認定農業者 70人 集落営農 70人 集落営農 70人	
	の取扱い	新市において基本構想を策定する。	現	ž mī	湖陵町かんしま生産組合 湖陵町 ぶどう生産組合 湖陵町 ぶどう生産組合	
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	県基本方針 の変更を受け、		Ш	票 1) 作業受託)	
	協議項目	調整の方針		AN)	認定農業者等目標者数5経営体 (個別 3、組織 1、集落営 (個別 3、組織 1、集落営 (通びすべき組織 集落営農 4組織 (機械共同利用、	

産業専門部会 農林水産分科会 6-1	新規就農者及び農業後継者の育成・支援			がんばる島根農林総合事業を活用 農業経営基盤強化促進基本構想 における経営指標 は、概ね年間所得 450万円、年間労働時間 2000時 間である。 農業集落営農組織 については、機械共同購入型 も多 (真の集落営農組織の体型づくりが必要。営農集団を 強化 し、担い手の柱を作る必要があるが、農業所得が 貧しいため、それらの基準を変更することは難 しい。
	協議細目		況	説窓口 を町農林振興課、JA 野及部地域指導課 と連携 に の作成、研修等支援を行って 11/2 町 1/2) 12 町 1/2) 13 日 町 1/2、JA1/2) 16 日 町 1/2、JA1/2) 17 町 1/2、JA1/2) 18 日 町 町 1/2、JA1/2) 18 日 町 町 修支援事業を受 18 日 町 町 1/2、JA1/2) 18 日 町 町 修支援事業を受 18 日 町 町 1/2、JA1/2) 18 日 町 町 1/2、JA1/2) 19 日 町 1/2、JA1/2) 19 日 町 1/2、JA1/2) 10 日 町 1/2) 10 日 1/2
	の取扱い	の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。	現	## 明祖
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	斐川町 の指導体制及び事		(
	協議項目	調整の方針		新規就農者経営安定資金の貸し付け H14年度 対象者:2人 若い農業者等施設機械整備事業(がんば3島根) 就農支援資金の貸し付け 農業法人等雇用就農資金の貸し付け 断規就農者及び農業後継者育成体制 〕 県部及部、市農業委員会、いずも農協と連携しなが 5育成指導

産業専門部会 農林水産分科会 6-2	新規就農者及び農業後継者の育成・支援		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	日本の日本の 中国 日本の 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日	認定農業者の経営指標・基準や認定の考え方、さらに 農業法 人や集落営農組織の位置づけ、育成方策等が違うの で、市町間の調整を図る必要がある。 認定農業者の新たな経営指標・認定基準を定めた農業 経営基盤強化促進基本構想を策定し、担い手の育成方 針や施策を明確にする必要がある。 妻川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制 度の拡充を図る。	
	協議細目			ĦJ	海	
				大社	(新規就農者の育成目標) 平成 16年度 5人 現在 4人 [育成施策] JA 県普及部でぶど7若葉塾を 町単独の助成制度はない。 [農業後継者の育成、支援] 認定農業者制度を活用	
		の拡充を図る。	光	ĦŢ	労働時間 2,000時間 に対して国・県補助事業、 重点的に実施する方針 養]	
	取扱い	斐川町 の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充	現	五	農業経営の基本指標〕 年間所得概ね450万円、年間労働時間 認定農業者等農業の担い手に対して国 農地集積、制度資金融資等を重点的に 理い手の目標数 (416)及び実績〕 認定農業者 目標16 現状11 農業法人 目標2 現状0	
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	斐川町 の指導体制及び事業		m m	単独事業なし 相談は、町農業技術員を中心に普及部等と実施。 調整上の課題 認定農業者3人、集落営農 4組織があるが、熟度にかな 1の差がある。 町としては、これらを担い手として位置付けているが、大 さい自治体になった場合同じような支援が、続けられる が疑問である。 形は変わっても何らかの支援をする施策は必要である。 中山間地の農地の貸借のあり方について、地主・小作 が一体となり農用地を守り、担い手の農地管理負担を軽 くする等の、新たな観点での役割分担の検討が必要で ある。	
	ш	华		伎	が	
	酒	0 方		PA	四 3.2、2。2。3.3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3	
	協議	韓			単海 職職 間	
	+->	4IIIŒ			単 が 調認以町 n か形中がく n を	

7 - 1						
農林水産分科会				田	動時間 2000時間	
産業専門部会 農林	定基準			田	5 0万円、年間労働時	
産業章	認定農業者の認定基準			柏	概な年間所得 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	Ш				信制 (1) 第三出 (1) 対別 (2) 第三出 (1) 対別 (2) 第三出 (2) 第三出 (2) 第二 (2) 第三	
	開			量	- よる農業経過 - 大当 (1)	
	協議		況		2 8 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3	
				≡	判断基準] 強化促進法第 12 条による農業経営改善 領する判断基準は町の内規により制定 に要件 〕 (主たる農業従事者一人当り) (主たる農業従事者一人当り) (主たる農業(連者一人あたり) (主たる農業(連者一人あたり) (まるの時間以内 (中を制限なし) (は年齢制限なし) (1)確営計画の認定に支障がない場合 (1)確当計画の認定に支障がない場合 (1)確立し、美川町農業経営改善対策会 を負金農政部委員)に諮問し意見を求 (2)を選出の機能を選供を対し、 を受け、 (2)を選供を選供をは、 (3)を (4)を (5)を (5)を (5)を (6)を (7)	
		を定める。		岩	電腦強化促動 電調 電調 電調 に関する当 に関する。 には により では は は は は は は は は	
		の策定に併せて、新たな認定基準を定める。			総定農業者の判断基準〕 農業経営基盤強化促進法第 12 条による農業経営改善計画の認定に関する判断基準は町の内規により制定 電流農業者認定要件〕 生たる農業従事者一人あたり) 年間労働時間 :2,000時間以内 (主たる農業従事者一人あたり) 年たる農業従事者一人あたり) 年間労働時間 :2,000時間以内 (主たる農業従事者一人あたり) 年齢要件 :60歳未満。ただし農業経営に意欲があり経営対重と力を表し、理工農業経営改善計画の認定に支障がない場合 (試定改善支援センター会議(農林振興センター、出雲農業経営改善計画の認定に支障がない場合 (就定職業者への支援) 農林振興課)により審査し、美川町農業経営改善対策会 議(構成:農業各人会議(農林振興センター、出雲農業経営改善支援センター会議(農林振興センター、出雲農 業社済組合、2人を選供、農林振興センター、1人農業を社常務を選任し、農林振興センター、1人農業公社、町 農林振興課を主体とし、経営改善計画の相談支援、フォローア リーアップ対策を行う。	
		て、新たな			『『『『『『『『『『『『』』 『『『『』 『『『』 『『『』 『『』 『『』	
		定に併せ.		七	್ಕೆ	
		型			 	
		2進基本權	m2	田	30 元 新聞 中国	
		しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構	現		本市の基準 農業所得:概ね500万円以上 年間労働時間:2,000時間以内 年齢要件:65歳未満 ただし、後継者がいる場合は年齢制限なし。	
	118	農業経営		計	の所労要だ 毎: 守い 要: 時間: 後	
	(農林関係)の取扱い	、新市の鷐			・ 15 ・ 17 ・ 17 ・ 17 ・ 17 ・ 17 ・ 17 ・ 17	
		■しを受け.		七	離	
	事務事業	の制度見直		10	で な。 (な) (な) (な) (は)	
	各種	H		刪	にに ・	
	項目	方針		ign y	農業経営の基本指標〕 年間所得 概ね500万円 年間労働時間 2,000時間 認定農業者等農業の担い手に交 農地集積、低利融資等を重点的 計20年担い手の目標数〕 認定農業者260、農業法人5.類 別2農業者164、農業法人4.類	
	議』	~ ~		丑	650 の 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(例)
	斑	和臣			(農業経営の基本指標) 年間所得 概ね500万円 年間労働時間 2,000時間 認定農業者等農業の担い手に対して国 県補助事業、 農地集積、低利融資等を重点的・集中的に実施する方 針 H20年担い手の目標数〕 認定農業者260、農業法人5、集落営農組織15 H14年度末実績〕 認定農業者164、農業法人4、集落営農組織13	関係条例

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-2	認定農業者の認定基準		+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	は 4 4 5 5 4 5 4 6 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	現在、国では認定農業者制度の見直しが行われており、改正後の制度内容がいつ頃市町村に示されるのか、分からない状況である。 地理的条件等により、多くの専業農家の育成が困難な自治体もあり、集落組織等の育成が不可欠である。 国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな認定基準を定める。	
	細目					
	議			町		
	掷				開設 本	
		促進基本構想 の策定に併せて、新たな認定基準を定める。	说	МŢ	[認定基準] 500万円程度	
	の取扱い	しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想	現	爱	農業経営の基本指標) 年間所得 概ね450万円 年間労働時間 2,000時間	
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	国の制度見直しを受け、新		Ш	(時間) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中	
	目	金		负	の万円程度 2,000時間 七ンター・・・ 高に に 開課 業 業技術 員	
	道	6 方		AA	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	協議	露			認定基準 年間所得 400万円程度 年間労働時間 2,000時間 認定審査 出雲農林振興 センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	掷	和亞			鼠年年記出 い独町事に関する。 はいは 一番の間に 実 が 当・ 務 全間 引き きょう 移き 一番 の はまま は は は は ままま は まままま は まままままま	

8 - 1						
産業専門部会 農林水産分科会	農業法人・集落営農組織の育成・支援			数当なし		
	協議細目		况	でない に でない で で で で で で で で で で で で で	(集落営農型)	
				(集落営農組織の状況) 平成 14 年度末 当農組合数:28組織 法人経営体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有阪会在:T組織 農事組合法人:1組織 傳	
	の取扱い	集落営農の育成・支援体制を再編する。	現	# A B B B B B B B B B B B B B B B B B B		
	各種事務事業 (農林関係)の取扱い	新市において農業法人・集		四		
	Ш	神		が成し、 13世 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2		
	養 頂	0 方		田田本名とは、本本の名と、大田の本名の名を、「田田本名の名)、「田田本名の名)、「田田の名」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のる」」、「田田のる」、「田田のる」、「田田のののる」、「田田のののる」、「田田ののる」、「田田ののる」、「田田ののる」、「田田のののる」、「田田ののののののののののののののののののののののののののののののののののの		_
	協議	調整		経経し と を は を の の の の の の の の の の の の の	関係条例	

出票地区合併協議会の調整方針

				産業専門部会 農林水産分科会 8-2
協議頂目 各種事務事業 (農林関係)の取扱い		協議細	Ш	農業法人・集落営農組織の育成・支援
調整の方針新市において農業法人・集落営農の育成	・支援体制を再編する。			
沿	说			# 1 1 1
	五	大 社 町		具体
送人なし 農地が狭く、協業化、法人化は困難なため、町単で支援 予定 研算集落営農組織、中核的担い手機械導入助成。 作業受託型組織 3 機械共同利用型組織 1 調整上の課題 認定農業者 3人、集落営農 4組織があるが、熟度にか なりの差がある。 町としては、これらを担い手として位置付けているが、 大きい自治体になった場合同じような支援が、続けら れるか疑問である。形はかわっても何らかの支援をす る施策は必要である。 中山間地の農地の貸借のあり方について、地主・小作 が一体とない農用地を守り、担い手の農地管理負担を 軽くする等の、新たな観点での役割分担の検討が必 要である。		[集落営農の状況] 水稲経営 協業経営型 1 作業受託型 4 共同作業型 0 法人組織はない。 県がんばる事業で支援 [農業法人の状況] ぶどう+水稲経営で1法人あり。 県がんばる事業で大型機械の購入費を助成		現在、国では支援すべき担い手の見直しが行われており、改正内容を見て育成・支援策等を講じる。新市において農業法人・集落営農の育成・支援体制を再編する。

出票地区合併協議会の調整方針

				産業専門部会 農林水産分科会 1-1
協議項目	3 各種事務事業(水産関係)の取扱い	引係)の取扱い	協議細	目 栽培漁業地域展開事業、栽培漁業部会
調整の方針	十 栽培漁業地域展開事業	については、現行のとお「新市に引継ぎ、	東西の2つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。	
		現	光	
Ŧ	量	Æ	二 三 三	佐 田 町
Main	* V + 7777 47. 41 144 47 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	開培漁業地域展開事業 】 出雲東部地域栽培漁業部会 に所属 し、マダイ・ヒラメ の放流事業を実施している。	数当なし	数当なし
	出雲東部地域栽培漁業部会】		/ 出雲西部地域栽培漁業部会】	
日本 一种		栽培漁業地域展開事業 (国庫補助事業)による中間育成放流事業を島根県栽培漁業部会 (事務局:島根県水産振興協会)が行っており、その下部組織として構成されている隠岐、出雲、石見部の各 6部会の中の一つ平田市、島根町、鹿島町、松江市、美保関町の 2市 到了及び漁協で構成	概要 栽培漁業地域展開事業 (国庫補助事業 流事業を島根県栽培漁業部会 (事務 協会)が行っており、その下部組織と 岐、出雲、石見部の各 6部会の中の一 構 成 多伎町・湖陵町・大社町の3町及び33 事務局 大社町 負担割合 漁獲高、組合員数等に応じて負担いる 負担額 事業費、国県補助金の額によって変重	栽培漁業地域展開事業 (国庫補助事業)による中間育成放 流事業 を島根県栽培漁業部会 (事務局:島根県水産振興 協会)が行っており、その下部組織として構成されている隠 岐、出雲、石見部の各6部会の中の一つ 多伎町・湖陵町・大社町の3町及び3漁協で構成 大社町 漁獲高、組合員数等に応じて負担いる 事業費、国県補助金の額によって変動する。
<u></u>				
関係条例等】		平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱		

産業専門部会 農林水産分科会 1-2	栽培漁業地域展開事業、栽培漁業部会		£ ± = + + + + + + + + + + + + + + + + + +	開報の本金の名	権苗放流は、漁協が独自に行っている事業と、市町と漁 協が共同で実施する栽培漁業部会の事業がある。 多 伎・湖陵・大社で構成する出雲西部地域栽培漁業部 会の事務同は大社町であり、施設の整備の一部は町で 行っている。 平田市は、出雲東部栽培漁業部会に属しているため、 栽培漁業地域展開事業について のの取扱いは、新市において 新市において検討する。 新市において検討する。	
	開業期	東西の2つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。		大 社 町	観培漁業地域展開事業 】 出雲西部地域栽培漁業部会所属 し、ヒラメ・マダイの 協力中間育成・政流事業を実施している。 事業内容・中間育成施設で行っている。 地元住民 裁り字 の 当 の で	
)の取扱い	については、現行のとお!新市に引継ぎ、東西の2つの栽培漁	現	田 邀 舞	観培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会 に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施し、負担金を支出している。 る。 角種・尾数:各20,000尾 負担金額:町-618千円、漁協の負担あり	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	栽培漁業地域展開事業 に		m	設培漁業地域展開事業 】 出雲西部地域栽培漁業部会 に所属 し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施 し、負担金を支出 している。 (漁家負担なし) 負担金は、出雲西部地域栽培漁業部会で決定する。	
	協議項目	調整の方針		<i>多</i>	版培漁業地域展開事業 】 出雲西部地域栽培漁業部会 中間育成・牧流事業を実施 (漁家負担なし) 資担金は、出雲西部地域栽培 負担金は、出雲西部地域栽培	

出票地区合併協議会の調整方針

農林水産分科会 2-1				田	たの 1の 3部構成 とな 1の 3部構成 とな 1次 課題 として掲 するため、市独自 音事業 1件、漁業 策事業 7構成さ 1ループ及び生産 10と 助成 に必要 10と 助成 に必要	
産業専門部会 農林2	資源維持·回復事業	統一する。		佐田	当なし りに実施するための指針となる 強村振興緊急特別対策事業 いら(集落)を育む」を最重点随 中後継者不足の事態に対応 平田市漁村振興緊急特別対応 確選」を、市、漁協、水産研究ク 譲渡」を、市、漁協、水産研究ク 減減った。 市、漁協、水産研究ク 減ずることが謳われている。	
; !	協議細目	を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し 事業を統一する。	況	■ □		
		市漁村振興基本計画 を参考に業		ᄴ	まごなし 安田市漁村振興基本計画】 中成11年7月策定 平田市における今後の漁業・漁村への公共投資・ 第1章 協業・漁村の現状とその評価」・第2章 写っている。 第2章 基本計画」においては、『ひとを育む』、 げ、国庫補助事業などの長期計画の他に、近年 のきめ細かな緊急特別対策事業、漁業経営負担軽減イ れ、それぞれに具体的事業が掲げられている。 第3章では、新たな事業推進体制として、漁村振 団体等の代表で組織し、各漁業者や生産グルー な事業費について、市と漁協がそれぞれ資金を出	
				Æ	高、、地域特産である ワカフ 活動 を実施している。 アワピ 1万個の放流事業を支 別対策事業 108万円 108万円 イ 225万円 イ 225万円 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平	
	(水産関係)の取扱い	B'老、合併後 2年を目途に、地域特性	珀	田 址	日	
	各種事務事業 (水産関係	現行のとおり新市に引き継ぎ、		七		
	ш	神		岬		
	酒	9 方		丑	G _{in} .	
	協議	調			膜 記 る な の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
					and a second sec	L

産業専門部会 農林水産分科会 2-2	資源維持 ·回復事業	を統一する。	士 士 一 千	調節の具体の合体	種苗放流は、漁協が独自に行っている事業がある。 協が共同で実施する栽培漁業部会の事業がある。 平田市と多伎町が、単独放流事業を行っている。 また、平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少な 、基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の 基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。 当面は、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮し つつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業 を統一する。	
	細目	定し 事業を統				
	議	本計画を策				
	牌	を参考に新たな基本計画を策定し		社		
		画 を参考に		K		
		平田市漁村振興基本計画			 	
		平田市漁村	兴		Anid:	
		を考慮しつつ、		田		
		合併後 2年を目途に、地域特性		極		
	1	後 2年を目		羰	ے	
	(水産関係)の取扱い	器 (本) (中)	爼		March	
	各種事務事業 (水産関係	現行のとおり新市に引き継ぎ、		Ħ	町単独放流事業 】 アワビの試験養殖を実施しているを使可漁協田儀水産研究会への支援をしている。 (アワビの稚貝及び養殖施設費等) 補助率 は~9/10 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	Ħ	神		钕	「単独放流事業】 アウビの試験養殖を実施している。 水産研究会への支援をしている。 (アウビの雑員及び養殖施設費等 補助率 は~9/10 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	議項	9 万		NA.	(強放流事業 7 アウビの試験養殖を 7 フビの試験養殖を 7 フビの試験養殖を 7 フビの権 1 及 2 を 1 人 2 (
	協	完整			画 単 単 (((((((((((((

出票地区合併協議会の調整方針

3 - 1						
本公				町		
農林水産分科会	業量					
	後継者対策事業			Ш		
産業専門部会	手育成 後			佐		
抴	漁業の担い手育成	- व ठु			接 計 で つ つ	
	川	事業を統一する。			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	思	策定人		町		
	業	計画を追		Н		
	掷	たな基本	光			
		き考に新		Ш		
		計画 を参		淵		
		長興基本			 	
		市漁村排			し	
		を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し		<u>ī</u>	定住財団の支援に加え、資格取得 や機材の購入について、市単独補助事業により支援している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 (漁業者育成事業) 接業規模拡大または就業のために必要な機械・機器購入経費及び資格取得経費が対象 補助率 2/10 限度額 50万円 利用者 1人 (定住促進事業) 労働者の受入に必要な設備費等が対象受入支度金 20万円 利用者 2人	
		考慮 しつ		七	正財団の支援に加え、資格取得 や機材の て、市単独補助事業により支援している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 協業者育成事業 〕 協業者育成事業 〕 職度額 50万円 利用者 1人 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0 利用者 2/0	平田市漁村振興緊急特別対策事業 実施要綱
		或特性を			を	策事業
		8亿、地	强	田	 	急特別於
		年を目途		山	を受ける を受ける を受ける を受ける ののの ののので のので ののので のの。 のので のので	振興緊
	は扱い	合併後 2			定任財団の支援に加え、資格取(いて、市単独補助事業により支援平田市漁村振興緊急特別対策と (漁業者) 協業者育成事業) 保度額 5 0万円 保度額 5 0万円 利用者 1人 (定住促進事業) 労働者の受入に必要な設備 受入支度金 2 0万円 利用者 2人 利用者 2人	田市漁村
	(水産関係)の取扱い	光			 	計
		現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性		_		
	各種事務事業	<u> </u>		七		
	各種	現行(
	Ш	仲		二		
	逆	0 万		丑		Ę.
	5 議	翠			그 그	関係条例等〕
	斑	和中			 	黙

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-2	漁業の担い手育成 後継者対策事業	事業を統一する。	± ± ± = 0		レ 平田市は、基本計画を基にソフト事業等を行っているが、他市町では、漁村の占める割合が小さいため総合計画的なものも無くソフト面での支援はほとんど行われていない。このため、当面は現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、合併後2年を目途に、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において新たな基本計画を策定し続一する。	
	細目			町	()	
	協議	3基本計画を			度、支援 接事業業等(等) (等)	
		参考に新たな			 	
		平田市漁村振興基本計画 を参考に新たな基本計画を策定 し		¥	漁協から要望があればその都度、支持でいる。 (県単・新規漁業就業者自立支援事業	
		を考慮しつつ、平田市漁	光	町	5 <i>グルーブ組織の育成</i> へ転換を図る。	
					<u>密</u>	
		目途に、地域		廢	「 () () () () () () () () () (
	の取扱い	ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性	逍	睘	十間川水系船舶 (破滅) 英援指導 C B 職者等 カ 準組合員 に 5 人加入 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	
	事業 (水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、			支援方法等を検討し 業 等)	
	各種事務事業	現行のと?			部	
	Ш	方 針		伎	漁協から要望があればその都度、支援でいる。 (県単・新規漁業就業者自立支援事業	
	議項	6		AA		
	協	調			選 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	

出票地区合併協議会の調整方針

農林水産分科会 4-1				Ħ		
産業専門部会 農林水	プランドづくり等魚価向上対策事業			Ħ		
度業量 	ブランドづくり等魚	:統一する。		在	滅 に で し	
	議細目	:本計画を策定し 事業を	況	町		
<u>.</u>	路	を参考に新たな基	<i>"</i> ~	≡		
		魚村振興基本計画。		##X	数 型 つ	
		慮しつつ、平田市淡		七	集 横面向上策を検討 特雇品開発が対象 7克定 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	施要綱
		に、地域特性を考	現	Ħ	出荷調整 による魚	킔特別対策事業 実
	り取扱い	ട്, 合併後 2年を目途		計	現在漁協とともに、出荷調整による魚価中。また、今後の施設整備を検討中。(平成15年度より一部実施予定)平田市漁村振興緊急特別対策事業(グランド商品開発支援事業) 商標登録やステッカーの作成、特権助率 5/10 限度額 100万円 15年度事業費 100万円子原	平田市漁村振興 緊急特別対策事業実施要綱
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統		IC		
	<u>М</u>	神		岬		
	湮	七				
	瓣	数 6		#	د	₹例等】
	斑	祀			滅 記 な つ	関係条例等】

出標地区合年協議会の調整方針

平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少な、基本計画的なものが無いため、ソフト面での支援はほとんど行われていない。 合われていない。 合併後に漁業振興の基本計画を作成 L 事業計画を再編する必要がある. 当面は、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 4-缈 農林水産分科会 伀 铝 ブランドづくり等魚価向上対策事業 **₹** ≕ 産業専門部会 6 树 黑 地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 大社町水産研究協議会で、生き〆め等による鮮度向上 方法の研究を行っている。 平成 15年度殺菌冷却海水製造貯水装置 を整備する。 (事業主体:漁協) Ш 篮 宣 灩 磖 社 、町単独 事業費 753万円 (町1/2補助) 平成15年度:殺菌冷海水施設要望中 (事業主体:漁協、沿構事業) 以上の施設活用で高級魚を漁協合併後においても統合予定の卸売市場での扱いをめざし漁価向上を図る。 駡 `海殿: 臣 活魚施設設置(事業主 廢 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、 霚 4年度 (水産関係)の取扱し 平 盆 切、 、 弫 冷海水製造貯水装置 を整備した。 |菌冷海水 の効果を一般消費者に b 各種事務事業 宣 伎 Ш 犂 平成14年度に殺菌冷 (事業主体:漁協)殺菌 Rする。 平 严 6 灩 树 瑶 膃

出票地区合併協議会の調整方針

5 - 1						
農林水産分科会				田		
水離 5						
農林7						
部				田		
産業専門部会	牃					
世	普及事	٩		弁		
	魚食の普及事業	- 9 8,			波 当 な つ	
	目	を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し, 事業を統			孤	
	細	近づ				
	議 /	画		画		
1	協言	基本計	況			
	ħ	新たなヨ		Ш		
i E		きましま		1		
		- 画 を参		岩		
		基本計				
		村振興			波 当 な つ	
		田市漁				
-		以 下				
į		属しつ		任	语 格	龟要綱
		性を考			14 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19	買業実
l		合併後 2年を目途に、地域特性		田	15年度より漁協とともに、教室開催等実施予定。平田市漁村振興緊急特別対策事業イベント交流支援事業 1 付 でント交流支援事業 1 前市や特産市当の開催経費補助補助率 5 / 1 0 限度額 10 0万円 事業費 5 0万円予定事業費 5 0万円予定	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱
j		気	诅		2 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	急特別
		丰を目〕		計	海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海	振興緊
	11	并後 24			は とり 海に 大中島 は 調明 ・	5漁村:
	の取扱	√□ ¥ú			C B	平田。
	(水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、				
	(水産	新市に				
	各種事務事業	とおり		七		
	ら種事	見行の				
				争		
		方針		,*		
	頂	9		11		kilb
	鱳	翻			[그 #	関係条例等)
	掷	田中			滅 で は こ	関係

出雲地区合併協議会事務局

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5-2	魚食の普及事業	を統一する。	5	国 常 O 共 全 E S A 中	平田市以外の市町は漁港及び漁村数が少なく、基本計画的なものが無いため、合併時に漁業の基本計画を作成し、事業計画を再編する必要がある。 当面現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し事業を統一する。	
	協議細目	を参考に新たな基本計画を策定し 事業を統.		Ħ		
	4	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな	完	五	数当なし	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後	留	<u> </u>	 	
	ш	荦		钕		
	哲	6 七				
	灩	翻		AA.	ے پ	
	蔃	祖中				

出票地区合併協議会の調整方針

6 - 1						
農林水産分科会				Ħ		
				田		
産業専門部会	镇·活性化対策事業	ç°		桕	ے۔ د	
	魚村環境	を統一す			 	
	Ш	業量ン				
	轰 細	画を策定		亩		
	協議	基本計画	兴			
		に新たな		H		
		町を参考				
		基本計画		岩		
		漁村振興			数 数 上	
		現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。			活力ある漁村地域の形成の形成のための自発的取り組みについて、市単独補助事業により支援している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 イベント交流支援事業 〕 朝市の開催及び児童遊具等軽微な公園施設整備 補助する。 イ	
		属しつつ		七	860取り37773 なる。 ない 日本	施要綱
		诗性を考			- 200目 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	5事業実]
		こ、地域な	猫	田	形成のない。 (1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	特別対策
		Fを目途		計	14地域の (補助事) 2。 5/ 1007 朝市 切りの	辰興緊急
	扱い	5併後 25			あい、日 7 朝補補限事る市 エン市助助度業 電子・ エン・ 日 2 日本	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱
	(水産関係)の取扱い	序継 高、5			形 2	₽
	(水産関·	6市に引き				
	各種事務事業	カとおり湧		七		
	各種員	現行(
	Ħ	華		岬		
	直通	0 方		丑		[走
	協議	調			談 当な し	関係条例等】
	执	111111			掇	黙

出雲地区合併協議会事務局

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6-2	漁村環境·活性化対策事業	を統一する。	士 士 一 千	間 幹 00 其 体 50 名 仓	平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく。基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。 当面は、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を顧慮しつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し事業を統一する。	
	協議細目	「たな基本計画を策定し 事業を統		. H		
		平田市漁村振興基本計画 を参考に新たな基本計画を策定 し		人	滅 河 ウ ウ	
			光	HI		
	の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、	現	五	談 コ ウ	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継		mJ		
		争		钕		
	頂	0 方				
	業	翻		NA	ا ا	
	掷	111 <u>0</u> HD,			滅 当 な つ	

出票地区合併協議会の調整方針

7 - 1						
谷分				田		
農林水産分科会						
				田		
産業専門部会	1策事業					
産業	魚場環境改善対策事業	s°		和	ے	
	魚場環	事業を統一する。			滅 当 な つ	
	Ħ	て 事業 を				
		を策定 (田		
	協議	を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し	完			
	料	:新たな		=		
		を参考に				
		基本計画		# X	ے	
		村振興基			接 当 な つ	
		平田市漁			西 こ 3 1	
		[₹] ,CCJ		七	等の家の家の家の家庭を受ける。	2000年
		t を考慮			後に、 ・ で、 ・ で、 、 、 、	業実施
		地域特性		田	漁場環境対策として、漁場及び海底清掃等の実施について、市単独事業により支援している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 (漁場環境改善事業) 根掛かの網等の除去活動が対象 補助率 10/10 ただし、扁船料補助は、1万円/隻及び道具代限度額 50万円 理度額 50万円 事業費 80万円	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱
		通	猫		(でて、海 一 一 一 一 一 一 一 一	緊急特別
		炎 2年を		計	が 連り 連り は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	魚村振興
	の取扱い	ぎ (年) (世)			漁場環境対策として、漁場及び海底清掃等の実施について、市単独事業により支援している。 中田市漁村振興緊急特別対策事業 の場環境改善事業 1 根掛かり網等の除去活動が対象 補助率 10/10 ただし、庸船料補助は、1万円/隻及び道具代限度額 50万円 事業費 80万円	平田市
	(水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性				
		3.0新市は		七		
	各種事務事業	行のとま				
				串		
	項目	方 針				
	議」	整の		Ħ		例等】
	ඐ	電			 活 な つ	関係条例等】
					THE STATE OF THE S	1

出雲地区合併協議会事務局

出票地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-2	魚場環境改善対策事業	事業を統一する。	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	間報の具体の内を	平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少な〈基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。 当面、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市海村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。	
	目 眯 鏁 翙	を参考に新たな基本計画を策定し 事業		E E	愛好者が、海底清掃をボラン	
		平田市漁村振興基本計画 を参考に新		大社	該当なし 地元 スキューバダイビング ティアで毎年行 なっている。	
		合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁	況	画		
		8亿、地域\$		極		
	の取扱い	(ぎ、合併後 2年を目)	逍	轰	談 コ ロ	
	い 外面の(多種 単純) 素量 と りゅう いい は は しょう いんしょ しょう いんしょう いんしょう いんしょう しょう いんしょう いんしょく いんしょく いんしょく いんしょく いんしょく いんしょく いんしょく いんしょく いんしょう いんしょく いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ	現行のとおり新市に引き継ぎ、		ĦŢ		
	目	仲		钕		
	頂	0 方		AA		
	協議	轟			援 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
	ħ	扣匠			超	

出票地区合併協議会の調整方針

9 - 1						
農林水産分科会				田		
	讨策事業			田		
産業専門部会	具開発等省力化対策事業	ا با چ		扭	談 山 つ	
	目 漁.	業を統-				
	細	定し事				
	業	計画を第		町		
	掷	こな基本	兴			
		考に新た		\equiv		
		計画 を参		岩		
					談 当な し	
		节漁村振				
		現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一す			延縄漁具開発による省力化対策を実施している。 アカアマダイの種苗生産を通し、生態等を研究しながら 漁具等の開発を行い、省力化を図る。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 (漁業・漁村研究グループ育成事業) 漁具の開発・研究調査や陸上養殖施設の調査・整備事業が対象 補助率 5/10 限度額 300万円	
		属しつ		七	編 () () () () () () () () () (施要綱
		特性を表			ない はない ない な	策事業
		に、地域	猫	田	延縄漁具開発による省力化対策を実了 アカアマダイの種苗生産 を通 C 生態 漁具等の開発を行い、省力化を図る。 平田市漁村振興緊急特別 対策事業 (漁業・漁村研究 グループ育成事業 漁具の開発・研究調査 や陸上7 整備事業 が対象 補助率 5/10 限度額 300万円	平田市漁村振興 緊急特別対策事業実施要綱
		F を目途		计	第12名 第20名 第20 第20 第20 第20 第20 第20 第20 第30 第30	辰興 緊急
	扱い	5併後25			<u>機に</u> (3) 第1 日 1 年 (4) 第1 年 (5) 第1 年 (6) 第1 年 (7) 第1 年 (7) 第1 年 (8) 第1 年 (8) 第1 年 (8) 第1 年 (8) 第1 年 (8) 8 年	1市漁村
	系)の取	海 河			近て漁	計
	(水産関係)の取扱い	市に引き				
	各種事務事業	とおり新		七		
	各種事	現行の				
	B	華		岬		
	頂	9 方		扫		
	鱳	立			전 그	関係条例等】
	斑	和成			滅 近 で しな	関係

出票 地区 合 年 協 議 余 の 調 整 方 針

平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少な、基本計画的なものが無いため、ソフト面での支援はほとんど行われていない。 合併後に漁業振興の基本計画を作成し、事業計画を再編する必要がある。 当面は、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市 漁村振興基本計画 を参考に、新市において、合併後 2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 6 缈 産業専門部会 農林水産分科会 图 铝 **₹** 漁具開発等省力化対策事業 衈 6 树 膃 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 大社町水産研究協議会 が、一本釣の疑似餌等の漁具 改良の研究をしている Ш 监 宣 灩 磖 社 +該当なし 駡 宣 躞 霚 当なし (水産関係)の取扱い 弫 各種事務事業 崫 漁協から要望があれば、補助の検討をする。 伎 Ш 犂 八 严 6 ИV 灩 树 碦 膃

出票地区合併協議会の調整方針

10-1						
分科会				Ħ		
農林水産分科会	-11-11			田		
門部会	•藻場造成事業					
産業専門部会	美•藻場)	٥		杻	ے	
	採藻漁業	統一する。			 	
	Ш	事業を統-				
	焸	を参考に新たな基本計画を策定し		亩		
	灩	5計画を				
	斑	たな基本	兴			
		考に新7		≡		
		画を参		# X		
		基本計			 ಚ	
		魚村振興			 	
		平田市漁村振興基本計画			環境対策としての藻場再生を睨み、若芽等の商品開発と海苔類等の増養殖試験開発を平田市漁協と七に実施している。近年の磯やけ等環境悪化などを改善するため、海中への人口植林の必要性が年々増加。一方、若芽生産者は、高齢化や所得等の免から年々減少傾向にある。これらを打開するため、単に行政支出のみで環境対策を図るのではなく資源の有効利用による所得対策を給めながら、本事業を実施している。平田市漁村振興緊急特別対策事業(増養殖事業) イルクではなく資源の有効利用による所得対策を給のながら、本事業を実施している。114年度事業 110/10 限度額 300万円 14年度事業費 100万円 15年度事業費 100万円 15年度事業費 100万円 2	
		, , , ,		七	等後になった。毎のである場合という。または、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	海
		を考慮しつつ、			、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事業実施要 綱
		現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性			環境対策としての藻場再生を睨み、 と海苔類等の増養殖試験開発を平 施している。 近年の磯やけ等環境悪化などを改 の人口植林の必要性が年々増加 は、高齢化や所得等の免から年々 れらを打開するため、単に行政支に がながら、本事業を実施している。 平田市漁村振興緊急特別対策事 (増養殖事業) 補助率 10/10 限度額 300万円 14年度事業費 100万円 15年度事業費 100万円	対策事
		条で、	猫	田	環題 選 選 等 な な な な な な な な な な な な な な な な な	平田市漁村振興 緊急特別対策事
•		年を目		計	対策としての 型類等の は で いる で いる で いる で いる で いる で いる で ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に ので に は ので に は ので に な が ので に な が ので に な が ので に な が ので に な が ので に な が ので に な が ので に な で が の の の に は の の 要 事 業 業 業 事 業 業 が の に は の の の で は の に は の に の の の は の に は の に の の の に は の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に に の に に の に に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	振興 大海 大海
	扱い	5併後 2			対記される。 対記という。 実験性にあるが、 実験性を受け、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	1市漁村
	系)の取	拠			環と施近のはれ図め 現造し 年ブンジュスター ゴー	計
	(水産関係)の取扱い	5 다 의				
		おり新さ		문		
	各種事務事業	行のと				
				串		
	項目	方 針				
	議項	6		#		禁
	協	宇			波 当 な し な	関係条例等
		10.0				117-13

出雲地区合併協議会事務局

出票地区合併協議会の調整方針

会 10-2				如	が少なく	
農林水産分科会			¥	区 全 全	平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少な人基本 計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。 当面現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつ つ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において も、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業 を統一する。	
産業専門部会	•藻場造成事業		台	A A A	のカー町 は海海 事業 計画 ない 事業 計画 ない 事業 計画 を りが 無い に め、 となり 海市 に を り が	
無世	採藻漁業·潯	統一する。	41	10°	年計画	
	В	、事業を統-				
	開	を策定し		臣		
1	難	人 画				
	協	を参考に新たな基本計画を策定し		社		
		参考に禁		₹+		
				*		
		平田市漁村振興基本計画			当 な つ	
		市漁村	完		松	
		·田 · · · · ·	33			
		慮しつつ、		田		
		野性 を考				
		、地域特		極		
•		合併後 2年を目途に、地域特性を考				
	_	後 2年 を		羰	د	
	ጋ ፱ 扱 ເ	ぎ (担	油		数 11 な つ	
	(水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、			面面 車車 乗	
		0新市に		量	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	各種事務事業	፲ ወ と ቴ			華 	
	各種	現行			※ は ない は な	
	Ш	神		伎	該当なし 漁協から要望があれば、漁業経営構造改善事業 (国庫 補助事業)のメニューの中にあるのり島整備で実施を検 討する。	
	〕頂	0 万		W	型の がメ も ロ	
	3 議	翻			た。 なまな なまな なまな なまな ない ない ない ない ない ない ない ない はい ない はい	
	掷	和正			該 漁補計 協助する	

出票地区合併協議会の調整方針

16 1						
				亩		
農林水産分科会						
木水産						
	加制度			Ħ		
.門部3	∮独補目					
産業専門部会	東市町			桕		
	漁業振興市町単独補助制度	- 9 -			滅 当 な し つ	
	E N	事業を統一する。			ATTE	
	細	出し				
	議	画を発		量		
	協	を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画 を参考に新たな基本計画を策定 し	兴			
	_	.新たな		=		
		参考に				
		計画名		岩区		
		(調 章本			数 数 な	
		海村振				
		中田			漁家所得の向上対策として、漁業者が行う事業に対し、 または、漁業者が行う機械設備等の購入に対し、漁協 とともに補助事業を創設し、補助を実施している。 平田市漁協=8:2の割合で補助金を出し合い、補助事業を創設・展開	
		、つつ、		문	乗りた。	過
		を考慮			者がお () () () () () () () () () () () () () (業実施 3
		域特性			(3.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱
		おいま	滔	田	来に (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	急特別
		F を目 途		計	大工	辰興緊
	11	并後 25			が発達した。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	节漁村 {
	の取扱	∜ū ¥ú			漁まと家たとけて、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	出出
	(水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性				
)新市に		七		
	各種事務事業	ወとቴ፣				
	各種	現行				
	ш	神		岬		
	恒	0 方				
	難	奉 0		扫	د	≷例等】
	掷	111 <u>0</u> HD,			談 当 な つ	関係条例等】
					··· ·	<u> </u>

出標地区合年協議会の調整方針

合併後の市において、現在各市町で実施している単独 事業をどのような形で継続していくのかとい「課題がある。 現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市 漁村振興基本計画を参考に、新市においても合併後 2年を目途に新たな基本計画 を策定し事業を統一する。 16-缈 農林水産分科会 伀 铝 ≉ 漁業振興市町単独補助 制度 歐 産業専門部会 6 树 黑 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 大社町漁業振興基金 を財源として、漁業者からの要望 に基づき、その都度、事業内容を勘案し、補助率・補助 金額を検討し補助している Ш 篮 灩 大社町補助金等交付 規則 大社町漁業振興基金条例 大社町漁業振興基金運用規則 大社町漁業振興基金補助金交付要綱 磖 社 +差海川河口の漁港付近の航路を確保す 駡 河口浚渫工事 事業の内容 差海川河口の漁港付近の航路を確保 るため、定期的に堆積砂を浚渫する。 事業費 5,000千円~6,000千円/年間 出雲土木建築事務所へ河川法第27条第1頂申請 宣 躞 湖陵町補助金等交付規則 猳 (水産関係)の取扱い 弫 アワビの放流事業 、その都度検討 各種事務事業 宣 <u>資源維持・回復事業として、ウニ、ア</u> その他、漁協等から要望があれば、 伎 Ш 犂 平 严 6 灩 树 瑶 膃

出票地区合併協議会の調整方針

16-3						GPS、 20万 許、無 等にか					鼠限度					
晨杯水崖分枓会					搬	八記の免債 高温	かる資格等				一人当たり融資限度 額50万円		増乗			
	助制度				補助率 限度額	2/ 10 50万円		8/10	E C 0 0 c	20万円	利子相当分		補助率限度額	5/10	5/10	
産業専門部会	漁業振興市町単独補助制度				補助対象経費	機械・機器の購入経費、 資格免許取得にかかる 経費のうち会長が特に 認めたもの				受入支度金	沿岸漁業経営安定融資 資金借入金に対して助	斑	補助対象経費	PR費用、印刷費、会議費、通信費、特に必	要と認める物品特に会長が認めたもの	
	議細目	況		事業	事業内容	漁業操業規模の拡充に必要な機械 機器の設置又は更新経費の助成事業後継者の漁業就業のために必要な機械・機器類の設置又は更新経費の数	費の助成事業 漁業関係資格の取得にかかる経 費助成	未償還漁港施設負担金で、未償 還期間が10年以上あり負担構成 員が減少しているため著し公職業継	となっている負担金 に対	労働者の受入に対する設備費等 の助成を事業主へ助成	持 に必要 な緊急借入		事業内容	特産位置等の開催事業 意	暴風波浪時に頻繁に陸揚げす 特 る必要のある船揚げ施設にお ける巻揚機の新設事業及び船	の改良事業 (の)の公のののののののののののののののののののののののののののののののののの
	斑	į		化特別対策		漁業海 機器の 成事業 後継者の な機構、機	費の助成事 漁業関係 費助成	未償還漁 還期間が1 員が減少し	続の支障と する助成	労働者の3の助成を事	漁業経営権 に対して助成	生化特別対象		帮		場用滑材
				2.漁業経営負担軽減化特別対策事業	事業の種類	漁業者育成事業		漁港施設負担金軽減 化支援事業		定住促進事業	漁業経営維持支援事 業	 3.漁港·漁村維持活性化特別対策事業	事業の種類	イベント交流支援事業 業	漁港施設パリアフリー 事業	
					摘要	観光漁業・ダイビングスポット開発・観光釣「場開発等	水産研究会、各種生産 組合及び団体の登録及 び研究計画書若し<(は施	設整備計画書当 の提出 が必要				漁協・平田市が実施する事業	计并言法式	産卵試験礁等	漁協・水産研究会等 が実施する事業	
		現			補助率限度額	5/1020万円	5/10	300万円		5/1010万円		10/10		5/10 200万円	10/10	
	の取扱い				補助対象経費	会議費、雇用費(パート 賃金)、チラシ印刷費、 視察旅費、広告看板、 専用仮設電話及びファックス設置等	会議費、視察旅費、計 画策定事業費、施設基 本設計委託費、機械製	作·購入費、施設整備費	商標登録経費、デザイ ン委託費、商品アドバ	イザー派遣費用、ステ ッカー等制作費、加工	場の改良費、特産品の 技術検査費等	稚貝·種苗当購入費、 放流効果調査費用	浩 於 经費。修缮経費	調査経費、会議費 (新 規漁場造成のみ)	清掃活動用具製作・購入費、傭船料(但し、1隻当たり1日1万円以内とするとする。)	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い		対策事業】		事業内容	漁業と観光を結びつけたフィッシング ピジネス事業の展開 地域資源の見直しや活用により、新 規ピジネスの起業化に取り組み所得 向上が期待できる事業	漁員の開発研究調査及び試作作業 陸上養殖施設又は蓄養施設のための i調査及び計画策定、施設整備事業	アマダイの延縄繰 !)作業の共同機械 化開発事業 その他会長が認めたもの	特産商品の商標登録 - 急匠登録 ・ロゴ 又はステッカー等のデザインや製作を	行いブラン I代を進める 特産品の試験 開発事業		アワビ稚貝 赤ウニ種苗の放流事業 その他有用魚介類の放流 ·増養殖事 業		業	根掛か J網等の除去活動	
	Ш		緊急特別	対策事業				アマ; 化開! その(ア・キ業りの				
	協議項		肸甶市漁村振興緊急特別対策事業	1.所得向上特別対策事業	事業の種類	フレッシュビジネス起業化支援事業	漁業 漁村研究グル -ブ育成事業		ブランド商品開発支 援事業			増養殖事業	米海海場浩杭事業		漁場環境改善事業	

出雲地区合併協議会の調整方針

11-1											
農林水産分科会				囲							
				田							
産業専門部会	沿岸漁業融資資金			在	数 当 な し		山本	乓.	乓.		
					掇		約定利率	年6.0%以内	年7.0%以内		
	H							年 6	年7		
	議細			量				AH	漁港関 資金		
)	協		兴					な資金 資金 めた資3	象となる に必要な		
				≡			領	(に必要いの生活)要と認い	資の対 1するの		
							融資対象資金	バは購入 入資金 った場合 が特に必	金 の融 部を負担		
				表	د		匣	船舶の建造、改造若しくは購入に必要な資金 漁業用資材機器の購入資金 災害若しくは疾病を被った場合の生活資金 信漁連代表理事会長が特に必要と認めた資金	農林漁業金融公庫資金 の融資の対象となる漁港関 係事業の事業費の一部を負担するのに必要な資金		
					波 に な うな)建造、[3) 3) (3) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	i業金融 ぎの事業		
					とめ、 を預			部無災無罪の事業を選出の事業を関係を関係を関係します。	農林 係事業		
				七	融資 を実施 するため、へ 6 5 , 0 0 0千 円 を預		жт		祖 名 合		
		<u>የ</u> ታ 3°			<u>1項</u> を実 へ 6 5 , (融資対象者	漁業者	漁業協同組合 沿岸漁業者		
1		:制度化			10年 東京 東京 東京	金】	嶉	沿岸溪	市内海又は沿		細
i		合併後 2年を目途に新たに制度(照	田	市域の沿岸漁業者に対する低利島根県信用漁業協同組合連合会託している。	次月、	15-	俎			平田市沿岸漁業融資資金要綱
		を目途		₽	漢漢 業業 指協	田市沿岸漁業融資	資金の名称	沿岸漁業融資資金	備資金		漁業融
	扱い	并後 2年			歌の 沿角 でんしん でんしん でんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	四市沿	巡	沿岸漁	漁港整備資金		出出
	(水産関係)の取扱い	₩ ₩			上電	出				l	#
	水産関係	市に引継									
		2あり新7		문							
	各種事務事業	現行のとおり新市に引継ぎ、									
	E S	神		鲫							
	頂目	七									
	業	盛 の		Ŧ							倒等】
	協	411.05 440.1			該当なし						関係条例等

産業専門部会 農林水産分科会

お	の一般を関係して関係に	日	沿岸海辈配答答全
		HFX MH	干污米豆瓜瓜
調整の方針 現行のとおり新市に引継ぎ、	所市に引継ぎ、合併後 2年を目途に新たに制度化する。		
	現		当 赘 色 目 木 啓 占 珍
	田		口 5. 5. 4. 4. 5. 片 音
多依可漁業近代化資金等利子補給 に関する規則 との規則は、多依可漁協が、漁業者の資本整備の高度化及び経営の近代化を図るため、漁業近代化資金助成法に基づ(転付制措置法に基づ(職付漁業金融公庫が50年間に関し、必要な事項を定めるものとする。 現在 2名がこの制度を利用している。 1名は、平成 16年度上期まで。もう1名は平成 24年度 7期まで。 100千円の出資をしている。 (債務負担行為をしている) (多体用の出資をしている) 年成 15年度 100千円の出資予定である。 中在、100千円の協力要請があるが、出資している 4年、100千円の協力要請があるが、出資している 4年、100千円の協力要請があるが、出資している 5年 と出資していない年あり。(多 6 可 では、保証なし)	- 5規則	事金協会 ◇出資金 2,450千円 3,450千円 3,	融資については自治体ごとに異なっており、新市に移行後にその内容ついて検討する必要がある。融資を実施している自治体とそうでない自治体、また内容も相違している。現行のとお「斯市に引継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。
関係条例等】 多伎町漁業近代化資金等利子補給 に関する規則	3規則		

出票地区合併協議会の調整方針

12-1						
科会				町		
農林水産分科会						
	6事業			田		
産業専門部会	内水面漁業振興対策事業			佐		
	内水面漁				対当なこと	
	B				業委託	
•	議細			町	維持事業なりが受ける。	
	掷		兴			
				Ш	で で で で で で で で で で で で で で で で で し で し	
				岩	宍道湖漁協管内で4 稚貝、稚魚)の一環と している。 事業費 600千円 今後も事業継続予定	
					宍道湖漁協管内で取り組む魚類資源維持事業 (レじみ稚貝、稚魚)の一環として、斐川漁業会へ放流事業委託している。 事業費 600千円 今後も事業継続予定	
				Æ	(任意団体)	
		が、			無 業 公 (-)	
		新市に引き - する。	猫	田	7 1 7 2 0 0千 日 1 , 2 0 0千 日	
•		jのまま新 #時に統-		山	等	
	取扱い	17は、現 17は、合			的流事業等補助 補助金交付先 補助金数付先 1	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	平田市、斐川町 の事業 については、現行のまま新市に引き継出雲市、湖陵町 の事業 については、合併時 に統一する。				
	事業 (水産	隻川町 の 胡陵町 の		七	H12~16)	
	各種事務	计 田 縣 田 兴 华 縣			魚業協同組合 (1,000千円 (500千円	
	Ш	仲		串	神西湖へのしじみの稚貝放流事業 補助金交付先 神西湖漁業協同組合補助金額 1.神西湖への覆砂 (1,000斤円 2.推貝放流への支援 (500千円 1)	
	頂	6 七		丑	本 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
	協議	噩			西 神 神 の の の の の の の が が が が が が が の の の の	関係条例】
	-	41111			SSE	<u> 11-00</u>

産業専門部会 農林水産分科会 12-2	能振興対策事業		+ + + 0 + +	中国 14 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	合併すれば、新市域内に3漁協となるが、それぞれ漁協 に対する支援にバラツキがあるので、振興方針等調整 を要する。 漁協への事業費助成は各市町単独で実施しているが、 運営費に対する助成は平田市のみが平田宍道湖漁業 組合(任意団体)に対して実施している。任意の団体に 対する助成ということであり、他とは扱いが異なるとも考 えられるが、調整する必要があると思われる。 平田市、斐川町の事業については、平田漁業組合、松 江漁業組合と斐川漁業組合が、同じ宍道湖漁協管内で はあるが、漁業権等が絡み合併が困難であるため、現 行のまま新市に引き継ぐものとする。 回組合であるため、合併時に統一する。	
世	内水面漁業振興対策				合にを漁運組対え 平江は行出同併対要協営合すら 田漁あの雲組併対要協営合すら 田漁あの雲組すすすう 合わ 市業名ま市合すすすへ費じるれ 市業名ま市合いに圧助る 、組がま、でけらるのに圧助る 、組がま、で	
	Ħ					
	開			亩		
	另議					
	協			社		
				K	د	
					滅	
)の取扱い	平田市、斐川町 の事業 については、現行のまま新市に引き継ぐ。 出雲市、湖陵町 の事業 については、合併時 に統一する。	現	屋整	神西湖へのしじみの権員放流事業】 補助金交付先 神西湖漁業協同組合 補助金額 1.権具放流 (31) 200千円 2.漁港航路の浚渫砂を、ヘドロ対策育成用に無料 提供	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	平田市、斐川町 の事業 に出雲市、湖陵町 の事業 に		Ħ	田儀川 と小田川において、毎年5月20日~6月20日は 繁殖保護のため投網による鮎の採捕を禁止している。 広報や立看板による周知をしている。 (島根県内水面漁場管理委員会) 町から島根県内水面漁場管理委員会 に規制の要望をしている。	
	Ш	华		钕	にたて、 のでは、 一型を ので 一型を ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	
	頂	0 万			一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	議	離		W	七字 七字 七字 日 七字 日 七字 日 日	
	掷	和巴			田繁広。 を魔領報・町び	

出雲地区合併協議会の調整方針

<u></u>						
13-						
414				町		
農林水産分科会	加金					
産分	さ補目					
林水	L乗 t					
	業量			田		
部令	国信					
専門	173					
産業専門部会	漁業振興 における国県事業上乗 せ補助金			任		
j	長振				接 当 な つ	
	漁業				短	
	細			副		
	瓣					
	協		兴			
				Ш		
				岩		
					ے ام	
					接 当 な つ	
					 計算	
				ID	20 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		ĸå		11		
		张寿 3。			7. % で た	
		制			乗り	
		たに		田	が実う施	
		出る	猫		なった	
		各田			(1) 数据 (
		2年:		计	出る。	
	扱い	1 供			漁業者負担 を勘案 しながら 事業 ごとに判断 して補助率、補助金額を決定 して実施 している。	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に新たに制度			(
	貝係)	老				
	火産 陽	뉴				
	()	り新		モ		
	務事) 수 유				
	5種事	見行の				
	ĄΠ	#				
	Ш	华		岬		
	頂	九				
		6		#		
	難	翻				関係条例】
	磁	和中			波 当 な つ	関係

出雲地区合併協議会事務局

					産業専門部会 農林水産分科会 13-2
協議項目	各種事務事業 (水産関係)の取扱い)の取扱い	協議	夏 細 目	漁業振興 における国県事業上乗 せ補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、	ぎざ、合併後 2年を目途に新たに制度化する。			
		現			+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +
多	mJ	陵町	大社	田	間部の兵体門内や
国・県補助事業の補助税については、町が漁業振興基金を取り崩して負担している。 多伎町新沿岸漁業構造改善事業(後期対策)費補助金交付要綱で、交付率は「10/10以内」と定めている。	5017では、町が漁業振興基事業 (後期対策)費補助金10以内」と定めている。	国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水産基盤整備に関する事業は、大社町3例運用規則により事業費の 1/2を限度いる。	7. 2 を限度として補助して 7. 2 を限度として補助して 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	国・県補助事業を実施する際の、受益者負担の考え方 や負担率に違いがあるので、市町間の調整が必要であ るが、各市町の独自性(基金等の取扱い)をどのように 考慮していくのかが課題である。 各市町により補助の考え方及び補助率が異なることから 現状の考え方を新市に引き継ぐものとする。 現行のとお「新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に新た に制度化する。
多伎町新沿岸漁業構造改善事業 交付要綱	事業(後期対策)費補助金		大社町漁業振興基金条例 大社町漁業振興基金条例運用規則 大社町海等振團 基金補助会交付票鑑		
			イドと 高名は入げま 同名はくこく ぎょう		

出票地区合併協議会の調整方針

							産業専門部会 農林水産分科会	14 - 1
協議項目	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	の取扱い		韓	灩	開	漁獲共済掛金助成事業	
調整の方針	ら市町 により助成割合が札	各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を	き継ぎ、合併後 2年を目途に新たに制度化する。	°°				
		消		7.2	完			
刊	Æ	IC	岩	≡	_	三	佐 田 町	
緊急経営安定対策漁獲共済掛金 の一部を助成 している。 補助率 2/3 対力者 1名 県 1/3市 1/3 加入者 1名	金 の一部を助成 してい 1/3	緊急経営安定対策漁獲共済掛金 の一部を助成している。 あ。 補助率 2/3 内訳 県 1/3市 1/3 平成14年度から実施している。	談 山 つ				道 で で で	
関係条例】 出雲市緊急経営安定対策漁獲共済掛金助成事業実 施要綱	美 共済掛金助成事業実							

各種事務事業 (水産関係)の取扱い	各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2年を目途に新たに制度化する。	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +			湖陵町嫛鱼埝曾安定衬笫渔權井洛掛全即成事業補助
	調整の方針 各市町により助成割		多 依 町	緊急経営安定対策漁獲共済掛金 の全額を助成 U7th & 3,3 補助率 3/3 内記 県 1/3 町 2/3 加入者 12名 定置網 (海洋観光開発梯) 平成 14年度助成実績額 792,891円	関係条例等】

出票地区合併協議会の調整方針

_						
15-						
				亩		
農林水産分科会				ш.		
産分						
林水						
		緑。		田		
産業専門部会		元 紀				
章	₩	海 二		桕		
産業	漁業振興基金	んん			ے	
	第	領力			 	
		司 即			4nici	
	Ш	如				
	世	71 8 50		田		
	難	行の行				
1		U 現	兴			
	協	があ				
,		展 H		≡		
ı		本 代[
		- Q		# X		
		1137				
		E C			数 記 な つ	
		多伎町、湖陵町及び大社町 は、斐伊川放水路事業 に伴 7補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として、新市に引き継ぐ。				
		無				
:		として		문		
		克 本				
		領				
)		汚				
		業に係	强	田		
		紹				
		放水		計		
	11数	是伊)			波 当 な つ	
	各種事務事業 (水産関係)の取扱い	<u>±6</u>			被 训	
	関係)	大社				
	冰産	及以				
	業	强逐		七		
	事務	宣				
	各種	被				
	ш	+		删		
	Ш	神				
	逆	6 七		דה		
	瓣	糊		丑		例】
	協	HD 4110			数 記 な つ	関係条例】
		7114				11217

斚 平 鬶 嘂 6 **∜**∤ 艦 玆 年 ⟨□ \times 뜊 嶋 丑

15-2 産業専門部会 農林水産分科会

15 日本	湖陵町漁業振興基金条例	该川油業振興基金条例 人名
協議 項 目 各種事務事業 (水産関係) (多伎町油業振興基金祭例	佞川 油葉振興基

斚 平 粼 嘂 6 **∜**|1 艦 槟 牟 ⟨□ \times 뜊 嶋 丑

			重	建設·上下水道專門部会 都市·建築分科会 1-1
協議項目	関画 は中腺 業量級量乗号	(都市計画関係)の取扱い	協議網目	都市計画区域、用途地域
調整の方針	超行の都市計画区域及	び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市	現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。	- る中で検討する。
		通	完	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	七	田田	通 川 爺	佐 田 町
出雲都市計画区域		平田都市計画区域	出雲都市計画区域	都市計画区域、用途地域なし
区域面積】9 ,150ha		区域面積]9 , 6 4 Cha	区域面積】6,611ha	
据定年月日】当初 S 9	9年4月 2日	脂定年月日】当初 S11年10月30日	脂定年月日】当初 S43年10月 2日	
最終 H 6	6年6月24日	最終 S59年 4月 3日	最終 H 6年 6月24日	
用涂地域		用途地域	用途地域	
据定面積】1,388ha		偕定面積】321ha	脂定面積]1466ha	
脂定年月日】当初 S44年	4年5月9日	脂定年月日】当初 S47年 9月 1日	脂定年月日】当初 S56年11月 4日	
最終 H14	H14年7月 5日	最終 H14年10月21日	最終 H12年11月24日	
用途地域の区分				

_	第一種低層	第二種低層	第一種中高層	第二種中高層	第一種住居	第二種住居	**************************************	## ## ##	######################################	## # 	### H H H
	住居専用地域	住居専用地域	住居専用地域	住居専用地域	地域	地域	江	包莱地 場	年一業児場	工業心場	工業串用心場
出雲市	123	5	7.8	58	607	147	9/	134	22	23	80
平田市	43	9	9	27	8 8	3.5	64	14	8	29	
斐川町				29	149		99	21	127	3.7	
大社町	39		7.1		118	7	14	26	22		

関係条例】

出票地区合併協議会の調整方針

建設,上下水道專門部会都市,建築分科会 1-2

協議項目	各種事務事業 (都市計画関	都市計画関係)の取扱い	通 議 細 目	建設,上下水道專門部会都市,建築分科会 1-2 都市計画区域、用途地域
I		العار / در العالم	Tale of the same o	
調整の方針	現行の都市計画区域及	現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市	引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。	- る中で検討する。
		現		3 世 6
多伎	町	湖陵町町	大 社 町	2 4 13 23
都市計画区域、用途地域なし	7t	出雲都市計画区域	大社都市計画区域	1.都市計画区域
		区域面積 】1,380ha	区域面積】1,36ma	2市5町との区域の連続性などの整合を図るこ
		脂定年月日】当初 S51年4月27日	脂定年月日】当初 S9年4月	と、道路、公園の都市施設の番号及び名称の変更
		最終 H 6年6月24日		が必要となるが、合併後も、当面一つの市におい
				て複数 の都市計画区域が存在 しても問題がないた
		用途地域指定なし	用途地域	め、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新た
			偕 定面積】296ha	な都市計画区域の設定については、新市において
			脂定年月日】当初 S47年9月 1日	都市計画マスタープランを策定する中で検討する。
			最終 H 8年4月22日	
				2.用途地域
				都市計画区域と同様、合併時は現行のとお「新
				市に引き継ぎ、新たな用途地域の設定について
				は、新市において都市計画マスタープランを策定
				する中で検討する。
関係条例】				

出雲地冈合年協議会の調整方針

建設·上下水道專門部会都市·建築分科会

都市計画区域、用途地域 現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。 Ш 监 灩 駡 碦 用途地域とは、行政が都市の環境を保つとともに機能的な街づくりのために、建築できる建物の種類、 用途の制限を定めた12種類のエリアのことで、主に住宅を中心とした用途地域が7つ、商業ピルなどを 一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のことで、都市計画法第5条に「 都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、 体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域」と規定されている。 温 中心とした用途地域が2つ、工場を中心とした用途地域が3つある。 各種事務事業 (都市計画関係)の取扱い Ш 犂 八 漕 6 都市計画区域 ·用途地域 灩 树 微光 膃 귢

出票地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-1

会 都市・建築分科会 2-1	ン整備計画			田田			
建設・上ト水道専門部会 都市・建築分科会	都市計画 マスタープラン整備計画	့ 2		故	該当なし		
7 ×	協議細目	-画 マスタープランを策定 する	光	<u></u>	都市計画マスタープラン ・出雲都市計画区域マスタープラン策定中 倶作 珑)		
		画に基づき、新たに都市計		米	都市計画マスターブラン・出雲都市計画区域マスタ成)	町マスタープランなし	
	(都市計画関係)の取扱い	現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。	現	田 片	都市計画マスタープラン・平田都市計画区域マスタープラン策定中 (県作成)	・市マスタープランなし	
	各種事務事業 (都市計画関	現行の都市計画マス・		Æ	-プラン策定中 倶作	元子元	
	協議項目	調整の方針		田	都市計画マスタープラン・出雲都市計画区域マスタープラン策定中 (県作成)	・市マスターブラン 15年度末策定予定	関係条例】

出票地区合併協議会の調整方針

建铅: 卜下水道專門部会 都市: 建築分科会 2-2

			₩ ₩	建設・上ト水迫専門部会 都市・建築分科会 2-2
協議項目	各種事務事業 御市計画	(都市計画関係)の取扱い	協議細目	都市計画 マスターブラン整備計画
調整の方針	現行の都市計画マス	現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画	き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスターブランを策定する。	స్త
		現		:
砂	E E	置	大社町	調整の具体的内容
該当なし		都市計画マスタープラン・出雲都市計画区域マスタープラン第定中 偏作	都市計画マスターブラン・大社都市計画区域マスタープラン等定中 信作	都市計画マスタープランについては、合併時には、第字済みの手のは新市に引き継ぎ 新市にお
		(光)	点)	いて新市建設計画に基づき、新たに都市計画マス
		町マスターブランなし	由「マスタープランなし	タープランを策定する。
関係条例】				

建設・上下水道専門部会都市・建築分科会 2-3

			建設・上ト水連専門部会 都市・建築分科会 2-3
協議 頂目 各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議	養 細 目	都市計画マスターブラン整備計画
調整の方針 現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。	新市に引き継ぎ、新市建設計画にま	基づき、新たに都市計	画マスタープランを策定する。
Ĥ	現		況
物		都市計画マスタープランの役割	ランの役割
- 都市計画法より抜粋 -		実現すべき都市の将来像を示す	将来像を示す
(市町村の都市計画に関する基本的な方針)		本来、都市計画	本来、都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるため、市町村が地域特性を踏ま
第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計	こ関する基本構想並びに都市計	え、住民の意見を	え、住民の意見を反映させながら 将来のまちの姿やまちづくりの 方針等を示す。
画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(似下この条	関する基本的な方針 (以下この条	個別の都市計画の	個別の都市計画の決定・変更の指針となる
において 基本方針」という)を定めるものとする。		都市計画 マスタ	都市計画 マスタープランは、個別 の都市計画 の根拠 となるもの。 都市計画 マスタープランに示さ
2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるため	等住民の意見を反映させるため	れる将来像は、土	れる将来像は、土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す
に必要な措置を講ずるものとする。		誘導指針としの役割を持つ。	割を持つ。
3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければ	都道府県知事に通知しなければ	個々の都市計画の	個々の都市計画の進め方や事業相互の関係性を総合的 に示す
ならない		土地利用や都配	土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画は、相互に調整されることが重要である。都市計
4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。	١٠	画 マスタープランコ	画マスタープランで示す将来像に基づいて、個別の都市計画を定めることにより、相互に整合性をと
		ることができる。	
		個別の都市計画の	個別の都市計画の位置づけや必要性を市民に分かりやすく示す
		都市全体の将ラ	都市全体の将来像に基づいて、土地利用や都市施設等の基本方針を示すので、住民は個別の
		都市計画の位置:	都市計画の位置づけや必要性を理解しやすくなる。